明治三十七年三月二十五日發行

（明治二十年十一月本會創立）

婦人衛生雜誌

第百七拾貳號

第三種郵便物認可明治廿六年四月四日
毎月一回二十五日發行
内務省許可明治三十一年二月二十八日

私立大日本婦人衛生會

婦人衛生雜誌

第百七拾貳號　目次

本會講話

一毛髪病の話　醫學士　山田弘倫

一家庭看護法　醫學博士　三宅秀

婦人と子供

一牛乳●牛乳と細菌●牛乳と腐敗●牛乳消毒器●貯藏法●容器の洗滌　醫學士　唐澤光德

寄書

一隱れたる病　醫學士　竹中成憲

一母親の心得　醫學士　川島一雄

新潟支會講話

一涅齒のつゞき　講師　中村勇三郎

質疑欄

扁桃腺のこと●銅製の藥罐●慢性癲疾のこと●硼酸水とベルツ水●記臆力つよき子供に就き

衛生雜話　醫學士　石原喜久太郎

肺結核豫防に關する內務省令規則の屬行すべきこと●轉地先の肺病患者●同患者宿泊に就き其他

大家談片

痲疹と種痘　弘田博士の談

食物調理法

●西洋料理法●燒魚●魚のフライ●魚の水煮(ボイルド)　フレンド料理會員

素人實用料理　湘原和歌子

●春の見立田樂の法●木の芽●豆腐の木の芽田樂●山吹豆腐

中外彙報

●戰時衛生と當局者●戰時と傳染病●肺結核取締規則●英國公使及仝夫人の篤志●仝村の婦人髮を斷つ●髮結廢止●產婆組合の施療●篤志看護婦人會の頭巾寄附●愛國婦人會への恩賜●貴婦人と繃帶巻●繃帶製造者の注意●春期產婆試驗期及看護婦試驗●消毒所の設備●精神病者一ケ月統計●長與衛生文庫●佐世保海軍病院の此頃●小學校其他の授業料●帝國軍人援護會●マギー女史●チフス天然痘

出征軍人家族慰問婦人會の趣意と規約

大日本婦人衛生會記事

●三月總會●高崎支會報告●山形茨城支會報告●本支會の入會者●轉居●交換寄送雜誌

本會員へ告知

今や日露戦を開き國家未曾有の大事變に遭ひ個人又は團躰に於て恤兵又は出征軍人の家族遺族救護其他の方法を以て奉公の志を致さんとす當婦人衛生會に於ても適當の方法を以て其志を致さんとし他の婦人團躰（大日本婦人教育會女子同情會常盤會女子手藝慈善會等）に於ても同様なるを以て各會協同して計畫せは便宜なるに由り委員を出し他の有志者も加はりて協議せしに別に出征軍人家族慰問婦人會なるものを設くることに決し其旨趣及規則は別記の通りにして今回の事變に際し出征軍人の家族を慰問し且其家族の困難なる者を扶助するに在りて此際婦人に相應しき企てなるべきに付き本會に於ては前に掲る他の婦人團躰諸會と共に差向各別に計畫せす會員隨意に右出征軍人家族慰問會に加入すべきことゝしたれは本會員にも御賛成有志の方は成るへく御加入あらんことを希望す

但し茲に注意すべきは右出征軍人家族慰問婦人會は差向東京市内に於ける出征軍人の家族慰問扶助に止め各地方に及ばさるものと知らるべく随て先東京市内在住の本會員方のみへ入會申込書を本會雜誌へ挿入して配付せり

明治三十七年三月

私立 大日本婦人衛生會

尚右設立旨趣及仝會規約役員姓名等は本會記事中に挿入せり

◎四月例會廣告

來四月二日(第一土曜日)午後正一時半より(晴雨共)神田區一ツ橋通女子職業學校内に於て例會相開き左の講話有之候間萬障御繰合せ御知友御誘引御來會有之度候也◉時間正確◉衣服御質素のこと

一家庭看護法　醫學博士　三宅秀君

一演題未定　醫學士　橋本左武郎君

明治三十七年三月

私立大日本婦人衞生會

私立大日本婦人衛生會

設立趣意書

凡そ人として此世にありては徒に生けるのみをもて足れりとするにはあらずかならずや智識を磨きゝたるの本分を盡くし幸福快樂のうちに一生を送らんことを皆ともに希はざるはあらじされども其身健康にあらざれば此生活を得んこといと易からずこれ衛生の道の一日も忽にすべからざる所以なりとす

抑も〳〵衛生の法は一にして足らずとはいへども衣食住の改善育兒及看病法等の如きはいとも緊要の事にして皆是等婦人のもつはら掌るべき所其責任重しと云ふべし今や婦人の會合相次て起り婦人社會も漸く其の面目を改めんとするは實に喜ばしきことなりされども夫の衛生の事に至りては更に注意を惹かざるものゝ如くまことに口惜しきことなり因て頃日同志婦人集ひ謀り一會を設け名けて私立大日本婦人衛生會といひ毎月一回集會を開き學識經驗ある人々を招請して衛生上諸般の講義演説談話を聽き互に相研究し尚之を筆記して册子を編輯し會員に分ち聊か同胞の爲めに盡すあらんとす茲に本會旨趣の梗概を叙べて廣く江湖の諸姉妹に告け其賛成を仰かんことしかり

明治二十年十一月

首唱者總代

私立大日本婦人衛生會規則

（明治廿二年十二月改正）

●第一章　目的

第一條　本會の目的は汎く婦女子をして人生の健康を保持する方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ因て社會全般の幸福を增進するにあり

●第二章　名稱位置

第二條　本會は私立大日本婦人衛生會と稱し之を東京に置き地方に便宜支會を設く

●第三章　會員

第三條　本會會員たらんと欲する婦人は何人にても入會することを得

第四條　入會の節は姓名族籍住所及會員の種類を明記し本會事務所に申込まるべし入會者には會員章を交付す（圖は下綴條末に詳なり）入會後轉居等あるときは速に事務所に報知せらるべし

第五條　會員を分ちて終身、特別及通常の三種とす、終身會員は一時に金廿五圓以上特別會員は一ケ月金三拾錢以上、通常會員は一ケ月金拾五錢を納むる者とす

第六條　男子にして本會の旨趣を贊成する者は之を贊成員とす其會費は本會員に同じ但本會に功勞ある者又は本會に於て特に贊成員たることを望みたる者は役員の協議に依り無會費とすることあるべし

第七條　會員は本會に於て毎月發刊する雜誌を無料にて受くることを得

第八條　退會せんとする者は其旨本會事務所に報知し死亡する時は親戚知友より通知せらるべし但既納の會費は總て返付せず

●第四章　役員

第九條　本會に推戴員を置き其中より總裁一名を擧ぐ皇族の妃殿下に願出るものとす

第十條　本會に左の役員を置く

會長一名、副會長一名、幹事十名、評議員二十五名、書記若干名

第十一條　會長副會長幹事評議員は毎年三月の總會に於て會員の投票を以て之を選擧し書記は幹事の指揮に依り會長之を命ず但書記は役會に由り會長外の婦人若くは男子に就きることあるべし

第十二條　會長は本會を總理し副會長は會長を補佐し會長事故ある時は之を代理し幹事は會務を掌理し評議員は重要なる會務を評議し書記は役員の命を受け諸記録雜務を掌る幹事の分課を設け第一會計、第二編輯出版、第三庶務とす

第十三條　會長の見込を以て役員外特に會員中より臨時指名委員を置くことあるべし

第十四條　會長副會長幹事評議員の任期は二ケ年とす滿期再選することを得若し任期中缺員を生するときは次點者を以て補缺す

第十五條　會長副會長幹事評議員は無給とす其書記には相當の報酬を給す

●第五章　集會

第十六條　集會は例會總會及評議員會とす集會は八九月を除くの外毎月一回とし通常第一土曜日午後一時より開會するものとす總會及評議員之を開く若し急要の事あるときは臨時に之を開くことあるべし評議員會のは時々開會須要の事項を評議するものとす

第十七條　毎會學識經驗ある人々に衛生上の講義演説談話を囑託し會員をして隨意聽講せしむるものとす

第十八條　會員は家族の婦女若くは知已の婦人を本會々場に誘致し評議演説等を除き聽講せしむるを得但衣服は總て質素たるべきこと

第十九條　講義演説等は男子の傍聽を禁す但贊成員若くは會員に緣故ある男子は此限にあらす

第二十條　規則の改正を要し又は重要の事件あるときは總會に於て議定するものとし議定は總て多數決とし可否同數なるときは議長之を決するものとす

第廿一條　毎年三月總會に於て會計の收支決算並に庶務の概要會員の出減等を報告すべし

●第六章　會計

第廿二條　本會の所有金は本會の名義を以て三井銀行に預くるものとす但些少の金額に限り日用支出の爲め事務所に引出し置くことを得

第廿三條　會計の收支は總て會計主任幹事の檢印を要するものとす

第廿四條　會計は一ケ年毎に決算し翌年三月總會に報告すべし

●第七章　支會

第廿五條　地方に於て本會々員十名以上發起者あるときは其規則を定め本會長の承認を受け支會を設立することを得支會は私立大日本婦人衛生會某支會と稱し其規則は本會の規則と抵觸せさる樣記名すべし

第廿六條　本會々員にして支會を設立せんとするときは發起者の姓名を記載して申出べし其後員數增減あるときは其姓名を支會より本會事務所に報告すべし本會々員にして支會に加入したる者の會費は本會に納付することを止め支會の規定に依るものとす

第廿七條　支會には支會限りの會員を置くことを得

第廿八條　支會に加入したる本會々員に配付すべき本會の雜誌は支會に回送すへきを以て其費額を支會より本會に送付すべし支會限りの會員にして雜誌を請求する者に就きても亦同じ

第廿九條　支會は集會の都度其狀况を本會に報告すべし

●第八章　雜件

第三十條　本會は毎月一回雜誌を發刊し毎會に於ける衛生上講義演説談話等の筆記及内外衛生報本會の諸報告等を掲け之を會員に配付すべし支會の報告あるとき又同じ

第卅一條　會員又は會員外の者にして金圓若くは書籍物品等を本會に寄附する者ある時は本會々長の名を以て謝状を贈り寄附者の姓名及品目を簿册に登録し置

本會雜誌を以て報告すべし第卅二條 會費は受領證を交付すべしと雖も地方會員にして小爲替又は郵券にて納むるものは受領證送致として別に通信料を添へらるべし(郵券は一割增)第卅三條 會費は東京府下に限り毎月領收人差出すべし地方會員は總て前金とし小爲替には本會事務所在の郵便局(牛込局宛)振出しあるべし第卅四條 會員中若し本會の體面を汚し又は害となるべき所爲ある者又は屢々會費を怠り催促するも納付せざる者あると

●役員姓名

總裁 東伏見宮依仁親王妃 周子殿下

會長 侯爵夫人 鍋島榮子

副會長 (いろは順) 濱尾作子

幹事 鳩山春子
仝 羽田三緒子
仝 隅田德子
仝 高木かう子
仝 山本多純子
仝 松平芳子
仝 三浦敎子
評議員 伊集院しげ子
仝 石川貞子
仝 濱田捨子
仝 仁禮謙賀子
仝 西[illegible]丹子
仝 穗積歌子
仝 緒方悅子
仝 岡山とし子
仝 男爵夫人 加藤鈴子
仝 子爵夫人 片山龜子
仝 山中いよ子
仝 井波貞子
仝 高橋孝子
仝 田村きよ子
仝 相馬隆子
仝 男爵夫人 南部限子
仝 中瀧芳子
仝 伯爵夫人 松平光子
仝 子爵夫人 松平正子
仝 子爵夫人 松平久子
仝 大塚小ゆり子
仝 片[illegible]淺子
仝 三宅[illegible]子
仝 宮木樂子
仝 宮下咲子

●支部 千葉、新潟、山形、宇都宮、茨城、高崎

本會特別贊成員

●本會に於て囑託せし諸氏(順はいろは)

醫學博士 入澤達吉君
理學博士 飯島魁君
ドクトル 伊[illegible]信[illegible]君
醫學士 色川閑[illegible]君
ドクトル 伊東祐彥君
醫學博士 飯盛挺造君
理學博士 伊藤隼三君
醫學博士 石川千代松君
[illegible] 岩井禎三君
貴族院議員 石原久君
醫學博士 濱尾新君
法學博士 濱田玄達君
東京 鳩山和夫君
醫學博士 長谷川泰君
衞生局長 長谷川四郎君
新潟 芳賀榮次郎君
小兒科 長與稱吉君
醫學士 小原一之君
醫學士 林春雄君
醫學博士 佐藤達次郎君
醫學博士 緒方正規君
陸軍步兵少佐 堀內文次郎君
醫學博士 下田三郎君
醫學博士 岡田和一郞君
醫學博士 大澤謙二君
醫學士 大西克治君
醫學博士 大口喜六郎君
一等藥劑官 恩田重信君
醫學士 岩佐新之助君
醫學士 加藤照麿君
ドクトル 加藤時次郞君
ドクトル 賀古鶴所君
醫學博士 河本重次郎君
醫學博士 片山國嘉君
醫學士 川上元治郞君
ドクトル 金杉英五郞君
醫學博士 後藤新平君
ドクトル 高原光太郞君
醫學博士 高山紀齋君
醫學博士 高木兼寬君
法學博士 高木喜寬君
醫學博士 田代義德君
新潟 田代正君
男爵 高崎成美君
醫學博士 高田畊安君
醫學士 高山尚五郞君
醫學士 高橋辰三君
貴族院議員 丹波敬三君
醫學博士 高橋順太郞君
藥學博士 田原良純君
醫學博士 田村貞吉君
醫學博士 久保猪之吉君
醫學士 米山光君
醫學博士 尾野實君
醫學士 宮本叔君

一等軍醫正 横井信之君
理學博士 辻新次君
醫學博士 坪井次郞君
醫學博士 長尾折三郞君
陸軍軍醫 南部精一君
醫學博士 長井長義君
醫學博士 中濱東一郞君
醫學博士 中村東三郞君
理學博士 村松任三君
醫學博士 大川宗維君
醫學博士 宇木東一郞君
醫學博士 山田良叔君
醫學博士 山田弘倫君
醫學士 山根正次君
醫學士 山川寧二郞君
醫學博士 丸茂文良君
醫學士 丸山芳松君
法學博士 松山陽太郞君
ドクトル 此木信六郞君
ドクトル 小西信八君
醫學博士 小池正直君
醫學士 古川榮君
貴族院議員 布施現之助君
醫學博士 後藤新平君
理學士 エ・ベルツ君
醫學士 甲野棐君
醫學士 寺田朝吉君
醫學博士 秋元興朝君
女子高等師範學校長 足立寬君
醫學博士 新井春次郞君
宮内省侍醫 宮下遊[illegible]君
ドクトル 上谷川[illegible]君
ドクトル 木原[illegible]君
高等師範學校長 高崎[illegible]君
東京府婦人科醫長 齋藤[illegible]君
ドクトル 久保田[illegible]君

醫學博士 佐々木政吉君
醫學博士 佐山政吉君
ドクトル 淺山郁次郞君
ドクトル 朝倉文三君
醫學博士 朝田慶太郞君
醫學士 秋田[illegible]三郞君
醫學博士 佐藤三吉君
醫學博士 櫻井郁二郞君
醫學士 佐伯理一郞君
醫學士 佐藤恒久君
醫學博士 佐藤順一郞君
醫學博士 神保[illegible]次郞君
醫學博士 櫻井板次郞君
ドクトル 桐淵鏡次郞君
ドクトル 北村乙二郞君
醫學士 北川正中君
醫學博士 木下小太郞君
醫學博士 北里柴三郞君
醫學博士 北島多[illegible]君
醫學士 三浦謹之助君
醫學博士 三浦守治君
醫學博士 宮本仲君
醫學博士 菊池常三郞君
醫學博士 三島通良君
小兒科專門 三宅秀君
醫學博士 三輪信太郞君
醫學博士 土方元一君
伯爵 島村久君
醫學士 弘田長君
醫學博士 須川信俊君
ドクトル ミスヒル君
[illegible] 森林太郞君
醫學博士 猪川三男君
醫學士 波多野三郞君
醫學士 矢島秀三君
醫學博士 和田義貫君
八王子 和田[illegible]君

きは會長評議會の決議を經て除名し若くは警告することあるべし第卅五條 本規則は會長の意見又は會員二十名以上の贊成に依り總會の決議を經るに非ざれば之を變更することを得ず

事務所 東京市牛込區矢來町三番地

私立大日本婦人衞生會



獨逸フライブルヒの景（在獨逸櫻井學士寄贈）
（右山下高塔の左傍は櫻井學士の寄宿）

婦人衛生雜誌第百七拾二號
（明治三十七年三月二十日發行）

講話

毛髮病之話（於本會に）

陸軍一等軍醫 醫學士 山田弘倫君講演
但速記事務所員速記

私は此處に揭げてありまする通り、毛髮病の話と云ふ題で僅かな時間お話をしやうと思つて居るのでございます、で私は一躰御婦人方の前でお話をするのは今日が初てゞございます、のみならず甚だ話が拙てありますから、一層御退屈てあらうと思ひますけれども少しの間お聽きを願ひます、もう此會も永く續いて、先達の方々から面白い演説や利益のある話も十分にあつたらうと思ひますが、私などはなか〳〵面白い題を出してお爲めになるやうな話が出來ませぬ、唯私が今土肥先生の許て專門に研究して居る所の皮膚病の中で、頭の毛に關係して來る所の病氣の一部分だけをお話する積りでございます。

同じ皮膚病の中で、頭の毛が拔ける即ち禿髮となる其工合にも色々類があります、唯一つ病氣があつて、それで毛が拔けると云ふのでない、いろ〳〵性質があります、其性質をお話すると、第一番には子供の時からして頭に毛がないもの、即ち生れて極くの產毛が生えて、それから又貴所方のやうな立派な毛に生替るのが當然でございますけれども、それが子供の時から禿が出來て其儘で居る、之が先づ子供の禿髮です、それから同じ種類の中で、今度は老人になつて拔ける、是は當前でありますが矢張り一つの禿髮です、それから老人でなく又生れたばかりの子供でもなく、丁度血氣盛んな時分に頭の毛が拔ける人があります、此三つのものが第一番の種類に屬します、それから第二番の種類は、今日特にお話しやうと思ふ所の脂漏性の禿髮と云ふのでございます、脂が漏れる皮膚から脂が出て、其爲めに毛が病氣を起

して抜ける、それを脂漏性の禿髮と申します、第三の種類は是は圓形禿髮と云つて、圓い形になつて抜ける是は一昨々年あたりから新聞などでも又世間でもやかましく言つて居つた所謂臺灣坊主です、第四番目には是は此頃能く言ふ所の黴菌でございます、言換へると、いろ〳〵な黴が頭に附着してそれが爲めに毛が抜ける、それが黴菌性の禿髮と申す、これにもいろ〳〵種類があります、先づ大凡今まで頭の髮に好んで來る黴菌と云ふものは、今別けてある所では四つの種類がございます、それは能く白禿頭と云ふのがあるが之が一つの黴菌でございます、それが頭に附いてそこから段々毛の命がなくなつて抜けて仕舞ふ、それから白癬と云ふ名を付けて――實は黄色であるが兎に角白癬と云ふ名を付けてありますが、其黴が附着して毛が抜ける、それからモツ一つは癬瘡です、其癬瘡が頭の皮膚に附くと云ふと、矢張り毛が段々抜ける、其外にも頭にたかる蟲のやうなものがあつてさうして毛が切れたりするやうなことがあります、で其白禿と云ふものは其黴を取つて斯う云ふものに生やすと云ふと（實物を示す）眞の黴の通りです實に之を見ても穢ない、それから白癬と云ふものを一つ取つて、永く溫めて卵を化すやうにすると矢張り一ぱい附いて（實物を示す）斯う云ふやうになつて居ります、それから先達中新聞に書き立てました所の、板橋の小學校で大變出來たと云ふことがありますが、其蟲は何かと云ふと、此黴が其原因です（實物を示す）それから又虱の卵が附いた樣に觀へる黴菌がある、それは頭の毛に卵が附くやうになつて段々殖えて、さうして毛が抜けるものがある、それは斯う殖えて居ります（實物を示す）先づさう致しますと蟲から來るものが四通りもございます、それから第五番目の種類はどう云ふものかと申しますと、是はいろ〳〵の病氣の結果毛が抜ける、譬へは疱瘡に罹つた時分に抜ける人もあり、又は昔で謂ふ癆斯即ち丹毒と云ふもの、それから抜けるものがある、それから又傳染病に罹つて抜けるこ

ともある、又姙娠をして居る最中、お產の後に拔けると云ふやうなのがあります、此五通りは頭が禿になる種類でございます

で今申した五通りの禿になる病氣の中で一番皆さんが御注意にならなければならないし、又私共が常に大學あたりで見て居るのに、男よりも女が一番多い、三十一年から今まで五六年の間に何百人と云ふ人が來ますが、それが皆御婦人方です、それで此第二番目の脂漏性の禿髮と云ふのは、どんな風に禿て來るか、どんな風に拔けて來かと申しますと、此文字の通り頭の皮膚に脂が出る、同じ脂が出るのでありますが、毛の拔け具合に二通りある、之を大別しますと、一つは其拔け方が誠に永い、急に頭の毛が全然拔けると云ふやうなことはない、いつと知れずに段々に毛が薄くなつて來る、即ち慢性です、病氣がそろ／＼來る、もう一つは急性であつて、さうして何處か一箇處、場處が定まつて、前に言ふ臺灣坊主と同じやうに急にそつくり拔ける、さう云ふのがあります、之が慢性と急性と二通りの種類です、同じ脂漏性でも其通り二種類にやつて來ます、そこで頭の中で其脂漏性と云ふものが起るのは一番どこが多いかと云ふと、矢張り頭の眞中が一番多い、周りの鬢とか髱とか云ふ處が、此脂漏性に罹ることはないではないが先づ少ないのでございます、それならば其脂漏性と云ふものは素人が見て頭の皮膚がどんな風になつて居るかと云ふと、之も二通りありまして、丁度松脂が附いて居るやうに見へる、一つは黃色の脂が出るのと、もう一つの方は御承知の通り一口に云へば頭脂です、極く輕い薄穢ないところの頭脂と云ふものです、それでさう云ふ脂漏性と云ふものに罹られたお方は、何か自分に心持の惡いことがあるかと云ふと、何も異常のない人があります、痛くも痒くもない人があります、又あつたにしても極く僅かばかり痒いとか云ふ位なものです、それで最初に氣が着く者はなく、餘程の時日が經つて髮の毛が薄くなつてから、初めて醫者の處へ診斷を受けに

來る、さう云ふ時分には最早其脂漏性と云ふものは大分進んで居つて、眞中の方は餘程抜けて居る時分てございます、即ち此云ふ事を言換へれば一度抜けた毛も、更に復た新らしい良い毛が生へれば普通にて毛が薄くなると云ふ事はないのですが、其當時は皮膚が病氣に罹つて居るから、段々に新らしい毛が出來ることがないのであります、それならば其脂漏性に罹つたと云ふ事を豫め前に知る方法はないかと云ふと、ピンクスと云ふ人が大層能く調べまして、さうして斯う云ふことを言つて居ります、脂漏性に罹つた人は頭の毛の長さが第一番に短くなる、さう云ふ人が自分の頭に脂漏性の病氣あるかどうかと云ふことを知るには、さう面倒な話ではない、毎日髮を解いて、さうして譬へば抜ける毛が四十本あるとすれば、其四十本の中の四分の一即ち十本以上六寸以下の毛が澤山に抜けて往けば是は頭の皮膚に病氣がある、即ち脂漏性の病氣がある、それで毛が六寸よりも長く延びることが出來ない、言換へれば髮の命が短くなつて居る、短命な毛になつて居るのであると、斯う云ふことを言つて居ります、それであるからして毎日髮を梳返して、さうして今お話したやうに、若し數へられるならば毎日それを數へて、六寸より以下の毛が昨日よりは今日、今日よりは明日と云ふやうに、段々減つて居ると云ふやうなことがあると、頭には先づ病氣があると考を付ける、さうして其抜ける所の毛は唯短いのみならず、細くなつて仕舞つて通常の毛よりも軟らかくなつて來る、それから透して見ると通常の吾々の毛は黑いが、それよりも透通つて、丁度細い柔毛のやうな風になつて仕舞ふ、で然う云ふ風になつて段々抜けて往くと、初めて大騷ぎをやつて醫者の所に來られる、さうしてそれを早く治して呉れと云ふやうな注文が度々出ます、是は隨分無理な話です、で今のは前に申した脂漏性の中でも慢性のもので、患者も何時と知らずにソロ〳〵抜けるのでありますが、もう一つ急に場處を限つて來るのは、そんなに長い月日は掛らない、

さう云ふ人の頭を見ますと極く穢ない、薄鼠色で其頭脂も鼠色をいたして極く厚く、さうして毛が其爲めに粘付いて居る、そこで其強張つて居る頭脂を剝がして見ると、其下は濕れてヂク／＼して居る、通常の頭脂であれば其頭脂を取つた所で、さうヂクヂクして居る、通常の頭脂であれば其頭脂を取つた所で、さうヂク／＼しては居らない、所が今の急性の脂漏性に罹つたものは、第一頭脂が厚い、それを剝がすと赤くなつてヂク／＼して居る、それから毛の根の所は丸く凹ぼんで孔があいた樣になつて居ります。
それであるから前のより一層病氣が劇しいのです、さう云ふ風であるが、先づ直に醫者に行く人はない、自分で洗つて見るとか、或は場合に依ると素人療治にいろ／＼な油を付けて見られる、賣藥を塗ると云ふ工合で其の爲に大概で濟む病氣が一層重くなる、それは病身を治さうとした爲にいぢくりまわして、却て病氣を惡くするのでございます、さうして其時分には既に痛みを感じて來るし痂皮も固まつて仕舞ふ、さうして其拔けた跡は矢張り場所を限つて拔けるから、丁度藥罐坊主と同じやうな結果になつて仕舞ひますのが多いのです。
そこで此脂漏性を起す原因は如何かと云ふと、是は亦二說ありまして黴菌と云ふものゝ爲であらう、矢張り黴菌が寄生するより起るのであらうと云ふこともありますし、又全く別の病氣で、黴菌などが附かないでも出來るものである、斯う云ふ二通りの說があります、その例と云ふのは、一軒の家で、小さい子供には今申したやうな頭脂があり、其兒は睫毛の所に脂漏性の病氣がある、さうして其又兄は今の脂漏性の濕疹と云ふものになつて居る、それから其兩親も甚だしい禿髮になつて居る、即ち脂漏性の爲めに兩親共に禿髮になつて居る、斯くの如くに一軒の家のものが禿髮或は脂漏性になつて居ると云ふと、傳染と云ふ樣に考へられる親から子供或は子供から親に傳染して來たのであると說明てきます、それて見ると是は全く黴菌の種らしく思へるがもう一

つ考へ直すと云ふと、黴菌でなくつても遺傳の躰質がある兩親がさう云ふ性質があると云ふと、矢張り子供もさう云ふ病氣が出來易い性質になつて居ると云ふ風にも考へられます、又さう云ふに黴菌から來たとか、或は親からの遺傳から來て居ると云ふやうなことも考へずに、内臓に何か病氣がある消化機の中でも腸が惡いとか胃が惡いとか、殊に通じが惡くなつたとか、さう云ふ者に此脂漏性を視ることがある、又いろ／＼生活の工合——今まで髮を洗つて居つた人が洗はないとか、或は美味食物を食べて居つた人が急に不味い物を食べると云ふやうに、生活の狀態の變つたのが原因となつて脂漏性を起して居る者もあるやうに見えます、それでありますからして今日の所では種々の原因があるものと見ねばならぬのでございます。

さて玆て吾々が一番必要なことは、此病氣に罹らない豫防法と云ふものでございます、それは申すまでもなく毛の養生、それから毛の生えて居る所の皮膚の養生、此二通りは無論必要でございます、毛の看護養生をすると云ふことが第一番に必要でございます、で今申しました通り原因もいろ／＼ありまして、生活の工合でも違ひ、又は營養の工合でも違つて居ると云ふことから、第一番に養生を能くする、養生を能くすると云つても、急に滋養物とか强壯劑を不適當に取ると云ふことは宜しくない、即ち極く營養を正しくする、それから精神を餘り使はないで適度に使ふ、それから極く適度に睡眠をする、先づ斯う云ふことが必要なことであります、さうして置いて自身の毛の看護はどう云ふ風にするかと云へば、第一番に頭髮を梳くと云ふことが必要でございます、即ち毛の掃除をすることです、それからモウ一つは水を以て洗ふ、併し水だけでは穢ないものが取れない、それで石鹼を使ふ、頭髮を梳くと云ふこと、水及び石鹼を以て掃除する、斯う云ふことが毛に向つての看護法でございます、即ち脂漏性を防ぐところの豫防法でございます、それから石鹼と

水を以て皮膚を洗ふと云ふことは勿論の話です、て其石鹸はどう云ふものが一番宜しいかと云ふと、マア近頃ではどの位石鹸の種類があるか分りませぬが、醫者の側から申すと、先づ頭髮を洗ふ石鹸で一番良いのは綠石鹸と云ふのがあります、之が一番毛に向つても皮膚に對つても良ろしうございます、併し是は買ふのに面倒でございます、故に一番容易く得られて簡便なのは、何處の藥屋にもある加里石鹸と云ふものを以てお洗ひになるのが良しい、是は唯匂とか何とか云ふことでなく、醫者の側から申すと、皮膚や頭髮に對つての養生に適當な石鹸でございます、それから又此加里石鹸を用ゐないでも、私は茲に拵へて來て居ますから御覽を願ひますが、或人は、此加里石鹸を土臺にして、使ふのに便利のやうに、アルコール其他を入れて斯う云ふものを造つて居ります（實物を示す）ドロ〳〵した溶けた石鹸です、是は醫者に拵へて貰へば直に出來ますが、それは今の加里石鹸と云ふものが百三十グラム、それから安息香酸が二グラム、是は穢ないものを去る所の強い藥です、それにアルコールが七十グラム、斯う云ふに入れて拵へたのが宜しい、殊に好い方法は、それをフランネルに付けて、さうして貴所方の髮は長いから、其間に入れて揉むと云ふと奇麗に除れます、それから今洗ふのに水が宜いと云ふ話をしましたが、水よりは湯を使ふのが一層良ろしい、湯は脂が去れるばかりでなく、頭の皮膚に湯が當るので血の循環が大變に善くなる、其爲めに頭脂のやうなものが出來ることが少ない、それであるから堪えられるだけの熱い湯を以て洗ふ方が宜しいのでございます、それから自分に漏脂性の頭脂があると云ふやうな考のある人は、すき油とか、びんつけ油とか云ふ油などを使ふよりは、餘程能く頭脂を除り又出來た頭脂を剝して奇麗になるやうな藥が矢張り出來るのです、之も別に難かしいものでない、それはレゾルチンと云ふものが二十グラム、それからラノリンと流動パラフイン、是は藥を入れる土臺で丁度びんつ

け油のやうなもので、之を各々百グラム、さうして種々の匂を入れて煉つて置くと云ふと、びんつけのやうな形になります、さうして此レゾルチンと云ふ者は頭脂を剝がす効能がありラノリンパラフインは又頭髮の艶を美麗に出します、それから尚ほ束髮のお方は、之が固いびんつけ油のやうで使用に不便ならば、之を水溶液として使へば宜しい、矢張りレゾルチンと云ふものを五乃至十グラム入れて、ヲレーフ油と云ふものを同く十グラム入れる、さうしてアルコールを百グラム、斯う入れて置くとアルコールて油を溶かして、レゾルチンと云ふもので頭脂を剝して行く、それでも澤山の痂皮が頭に出來ると云ふことはない、此やうに其遣り方は別にむづかしい藥でもなしに、さうして常に之を使つて居つたならば頭に脂漏性の起ることはないだらうと思ひます。

それから皆さん御承知の通り、軍隊では皆私のやうに頭髮を短くして居りますが、それは兵隊などは運動が烈しいから血の循環が多くなる、其爲めに新陳代謝と云ふものが強くなつて、頭の頭脂も多く出來る、それ等を防ぐ爲めに短くして居るのでございます、それから婦人は斯う云ふことを言はれる、頭を洗ふのも宜いが、洗ふと風邪を感く、もう一つは、頭を洗ふと云ふと、其洗つた爲めに頭髮の油がなくなる、さうして脆くなつて毛が拔ける事が多い、斯う云ふことを申されます、それは成程ゴ尤の理窟でありますけれども、それは又豫防法を少し考へれば容易に豫防が出來るのでございます、頭を洗つて風邪をひくと云ふとは、洗つてから直に髮の毛或は頭の皮膚を、乾いた手拭なり或は吸取紙で十分に乾かして仕舞へば、此頭から風邪をひくと云ふことはない、又其洗ふと同時に直に外出をすると云ふことは注意しなければなりませぬ、それから頭の毛を洗ふ爲めに、脆くなつて油が無くなつて來ると云ふことは、其洗つた當時に、前申した如きレゾルチンの這入つた水藥或は油とか、又止むを得ざればびんつけ油とか梳油とか云ふ類を毛に塗つて置けば、油が

無くなつて脆くなると云ふことは豫防が出來ます、であるから若しピンクスの言つた通りなことは出來ないでも、斯う云ふ如き點に注意をされて、どうも此頃は餘計に毛が拔けると云ふやうなことがあつたならば、三四日の間自分で氣を着けて、さうして或は脂漏性でもありはしないかと云ふ考があつたならば、一週間に一二回は頭の毛と皮膚を、今申したやうな方法で取扱はれるが必要であらうと思ひます、又慢性の禿髮ならば時日が長いから左程恐るべきでないが、今言つた通りに根の方から脂を出して頭赤に爛れたやうなのは、藥罐坊主と同じにゾックリと毛が拔ける爲めに、遂に世間に出られないことになり常に蟄居する樣になるそこで氣鬱症が起る、神經質になる、さうして面白くない生活をしなければならぬ、其爲めに又腸が惡くなるとか胃が惡くなる、尙ほ進んでは、それが原因となつて尙ほ脂漏性を高めると云ふことが始終絶へない譯になります、で此頭脂の出ると云ふことは、むづかしい重い病氣でもないが、其結果と云ふものは大變に醜貌を呈するのみならず、尙ほ進んでは神經質などになつて、甚だ不愉快に暮さなければならぬと云ふことは、一番面白くない不愉快の極だと思ひます、故に左程むづかしい看護法でもないから、少し御注意なすつたならば、御婦人が難義をされることが幾らか輕くなると信じます、斯う云ふ考から一言申上げて置くのでございます。

（完）

家庭看護法（於本會に）

醫學博士　三宅秀　君講演
仙波記事務所員速記

前回に於きましては内服いたしまする藥を論じ了りましたから、今日は主に外部に附けまする所の藥の方を申上げます、外部に附ける藥と云ふと、身體の皮の上に附ける藥のやうに一寸考へられますけれども、其皮の上に附ける藥は勿論のことでありまし

て、其外には口中へ附けまする藥とか、或は飮下しませぬて、咽喉まで藥を附けてさうして吐出して仕舞ひまする所の嗽ひ藥と云ふのも、吾々の方では之を外部に附ける藥と云ふことに致してございます、又耳に附けまする藥、眼へ附けまする藥などは、皆之を外部に附ける藥と云ふ類の中に這入るのでございます、又今少し奧の方まで入れまする藥では吸入藥と云ものでございます、之は肺臟の內までも這入りますが、それも矢張り附藥の中に數へて居ます、何故に此等の附藥と服用藥とを別ちますかと云と、服用藥と云ふのは、其服んだ藥が一旦血の中にまでも這入つて、さうして血と一緒に躰中を循つて初めて藥が利いて來るのでありますからして、全く其外部ばかりへ附けた藥とは違ふのであります、假令吸入を致しましても矢張り肺臟の內に及ぶ作用にしか過ぎませぬて、全身へ行きませぬからして、皆何れも引ッ括めて附藥の方に這入つて居るのでございます

それで此外部に附けまする藥でございますが、丁度此の前に藥の形に依つて服用藥を三通りに別ちました、それと云ふものは一つが流動形の藥で水の形になつて居ります、一つが半流動の形になつて居りまするもの、一つが固形になつて居りまするもの、丁度三つの姿を現はして居りまする通りに、其形の差異に依つて附藥も矢張り三通りに別ちます、其水藥の形になつて居りまする附藥は、それを外部に附けまする時分に、大概筆や或は刷毛のやうなもので塗るのでございます、之を塗藥と申します、素人の方は此塗藥と擦込藥と云ふものを、折々考違ひして居ることがあります、擦込藥は只皮の上に塗つて置いたばかりでは利きませぬ、皮の理の中に擦込みませぬければ利かないことがございます、それを素人の方では前以て御承知の譯はない筈でございますが、醫師の方が粗漏であつて、是は塗る藥であるか擦込むべき藥であるかと云ふことを口授いたしませぬからてあります、何故に利かないかと云ふと、唯

上面ばかり塗つたぎりて置くと利きませぬことがあります、てありますからして流動躰の付け藥ても、是は外部に附ける藥か擦込む藥か塗る藥かと云ふことを區別して置きます、そこで此擦込みまする藥は何れ手て擦込みませぬければなりませぬが、事に依ると病人の方には利いても、擦込んでやる方の人には毒になることがあります、さう云ふ場合には看病人の方は革の手袋のやうなものを箝めて擦込んで遣らなければなりませぬ、大概其外部に附けまする塗藥並に擦込藥は水のやうな形をしたものもございます、皆さん御承知もございませうが、彼の沃陳丁幾などは只の水藥であります、それから油類では、今日のやうに寒い時分には油は半流動位になつたのもございませうが、暖い時分には半流動の形を失つて矢張り水のやうに流動して居ります、それから半流動の方に移つて申上げますが、半流動のものは流動躰と固形躰の中間にありまして、外部に附ける膏藥であります、此膏藥と云ふものは油藥でありまして、夏でも水のやうに流れて居らないのが常でございます、極く眞夏の暑い時分には、事に依ると其油が溶けるのがありますけれども、先づ膏藥と云ふものは夏でも半流動位より稀くなるものではございませぬ、此油藥即ち其膏藥も、今では餘り紙は用ゐませぬが先づ布切か紙のやうなものに延ばして、さうして皮膚の外に貼つて置くと利くのもあります、けれども膏藥と云ふものは前に申したやうに、塗藥と擦込藥との二通りあつたやうに、矢張り貼つて置くと宜いのと、それから力を入れて擦込まなければならぬのとございます、それ等は醫師の指圖に從はなければなりませぬ、膏藥を貼つて置くのは容易いやうでありますけれども、是は本が油でありますからして、人の肌の溫まりで軟かになつて辷り落ちます、さう云ふ半流動の藥を人間の肌に附けて置かうと云ふには、其膏藥の上に、今一つ固い方の膏藥を貼つて、軟かい方の膏藥を留めて置くのでございます、それでなければ布切のやうなもので卷いて

置く、繃帶と云ふほどには及びませぬけれども、先り落ちませぬやうに留めて置くのでございます、それから固形躰の方に移りますが、固形躰では此前に服用藥の所で申しました通りに、矢張り粉藥がございます、身躰の外部に粉藥を用ゐると申すと一寸おかしいやうでありますが、身躰の外部に疵がありますとか或ふ腫物などが出來て爛れて居りますと云ふと、其上に粉藥を振りかけます、大抵新しい筆を水で能く洗つて乾かして置きますと云ふと刷毛のやうになりますが、それに粉を附けて疵の上に振り掛けますと能く附きます、つまり白粉を附けるときに刷刷毛で附けると同じことでございます、それから鼻だの或は耳だのと云ふやうな處へ粉藥を附けることがあります、耳などは誠に容易い、唯少し粉藥を耳の中に入れることがあります、耳の孔などは全然粉藥で詰めて仕舞ふこともございますけれども、呼吸をしない所でありますから、全く詰めて蓋をして仕舞つても宜い場合であります、併し鼻や咽喉などは是は呼吸をする所でございますからして、自分の呼吸で粉藥を吸込ませる工夫があります、是は吸込藥と云つて、丁度西洋で嗅ぎ烟草をするやうに、粉を自分の拇指へ附けて嗅ぎますと能く鼻の中に這入ります、それから咽喉のやうな所では自分で吸込むことはむづかしうございますけれども、細い管の中に入れて置きまして、看病人が吹込んでやりますと、丁度其思ふ所へ粉藥が附きます、さう云ふのは吹込藥と名を附けて居ります、それから今一つは粉藥を粉の形でなく、或は火に炙りましたり或は皿のやうなものに入れて其儘置きますと、粉藥から氣が立つて其氣を自然に吸込むやうにする時もございます、

私は前に水藥の處で一つ申落して居りましたが、水藥であつても、水藥から非常に強い氣の立ちまする藥は、それを布片に浸して部屋の内に置くか或は火に翳しますと云ふと、其藥から強い氣が立ちますから、それを吹込ませると云ふやうな仕方もございます、それから先刻申しました膏藥も、固い方の膏

藥になりますと、夏でもカチ〳〵と固いのがありますが、今日のやうな寒い日には無論其膏藥は餘程固くなります、元來膏藥は通例布片か紙に攤して使ひます、賣藥などでありまして已に攤してあるものなればそれを取つて來て直に溫めて軟かにして貼れば宜しいが、事に依りますと云ふと賣藥などでも固い儘で唯煉つたばかりの膏藥を賣るとがございます、以前は冬になりますと熊の膏藥と云ふものを賣つて居りました、皸瘃、垢切、凍瘡など〻云ふ瘡を療す爲めに熊の膏藥と云ふものを澤山賣つて居ました、其熊の膏藥と云ふものに二通りありまして、一つは色の白い色で前に申したところの油藥でありまして、それは唯塗れば宜しい、今一つの方は黑い色で餘程固うございまして、火で溫めて垢切などの中に詰込んで仕舞ふ膏藥でございます、それ等は醫師の方から授けられることもございます、火で溫めて切れに攤ばして貼れば宜いと一口に申しますが、是はなか〳〵技術のむづかしいものでありまして、吾々が昔は稽古いたしまする時分には、其膏藥の煉り方から又は攤す技術まで學びましたが、近頃では段々醫學が高尙になりましたから、其藥を煉つたり攤したりすることは、分業して藥劑師がすることになりましたが、醫師の書生ですら膏藥を巧手に煉つてそれから攤して貼るやうにするには餘程の鍛練を要します、況んや素人が賣藥などを買つて來て巧に使ふと云ふことは六ケしいと思ひます、さりとて每度申します通りに、上等な藥を使はふと云ふときには之に拂ふ所の代價が高まつて來るのでありますからして、低い階級の人などは詰り其藥を買つて來て自分でこしらへなければなりませぬ、故に是非其位なことは、看病でもしやうと云ふ者には一應敎へて置くが宜しいのでございます、それから今一つ醫師の方で申しまする座藥と云ふ藥がありますが、其座藥と云ふのは固い膏藥と同じやうなものでありまして、一塊が椎の實のやうな形で、頭が尖つて下が開いて居るのと、今少し長くして小指の頭位に造つたの

とあります、是は主に肛門などに差込む藥でございます、けれども肛門に差込んで仕舞ひますると人の肌の温みで直に熔けて來て、さうして藥が利くやうになるのであります、卑陋な病氣でございますが痔疾などの爲めに大層痛んだりするやうな人は折々之を用ゐます

是で先づ外部に附ける藥の方は止めて置きます、何故かとなれば吸入藥でありますとか或は眼藥を附けるとか云ふことになりますと、又灌腸器の話も灌腸の仕方をお話しなければ灌腸藥ばかり申した所が仕方がありませぬ、又吸入藥は其器も必要でありますからして、一々其形の違つて居るだけに皆用方が違つて居りますから、今日はそこまでは申さぬ積りでございます、唯外部から用ゐる藥の中では含藥のことだけを一寸申して置きませう、嗽藥或は含藥と申します、是は名の如くに口中に含んで居つて嗽いて直に吐出して仕舞ふのでございますから、素より口中に附ける藥であります、併し其含藥と云ふ名稱から考へて見ましても、唯口中に含んで居れば宜いものと、斯う誰も考へますが是は一つの間違ひです、それから又嗽藥と云ふものは、通常吾々が嗽ひをいたしますやうに、ブク／＼と云ふ音をさせて直にそれを吐いて仕舞へば宜いかと云ふに、決して然うでありませぬ、口中に使ひまする藥は素より奧の方までは行きませぬけれども、成るべく行けるだけ奧の方に這らなければなりませぬ、極く深く入れますと又噎せて行けませぬけれども、噎せませぬ限りは成るべく咽の奧の方に這入るやうにしなければ藥の効能が十分にございませぬ、さて大人には、其含藥のことを能く申聞かせますと云ふと譯が分りますからして、成べく奧の方まで藥を入れることを致しますけれども、如何せん子供は始末が惡い、けれども物心の附いた位の子供は昨今のやうに寒くなりますと咽喉の病氣が至つて多いから、さう云ふ子供には能く敎へて吸入藥をさせるか、或は又吸入藥も言ふことを聞きませぬ時分には、先以て其含藥

て咽喉に藥を附けるのが一番でございますからして、是は平日子供が病氣にならない時分に、只の湯のやうなものでも宜しいから、其稽古をさせて置く方が宜しうございます、病氣になつてから少し刺みる藥などを與へますと、尚ほ嫌つて止めて仕舞ひますからして、病氣のない時分或は少しばかりの病氣の時分に、普通の湯或は番茶の煎じたやうなものを用ゐて、仰向いて咽喉の奥の方まで入れるやうに稽古をさせて置くのが宜しい、是で附藥の方は止めて置きまして、今度は服用藥の用方に移つて申上げます、此服用藥を用ゐる時分に分量を量つて服ませると云ふことまでは既に前回に申上げましたが、所で其分量を量つた上て、さて服ませ方はどんなことをするか、之も大人でありますれば承知して居りますからして先づむづかしいことはない筈でございます、けれども大人でも大病人になりますと、藥量器で量つてお服用なさいと云つても自分では出來ない、看病する者が側から介けてやらなければなりませぬ、それであるから藥を量るには匙を用ゐるのと藥量器を用ゐるのとあると云ふことを、此前に申上げて置きましたが、深い器に在る藥は餘程仰むて服まねばならぬから病人の骨が折れる又匙で量る藥や或は淺い器に入れた藥で直に服める藥の場合には殆ど手が要らないが、若し大病人になりますと、其藥量器へ入れた藥を自分で手に取つて服むと云ふことが出來ませぬから、大概は病人が仰向に寢て居ります場合には、少なくも首だけでも横向にして、さうして吸呑で服ませるのでございます、若し又病人の方が、まだ幾らか藥を服む位の氣力のある所の重病人であるならば、成べくは病人の吸ふがまゝに任せて置く方が宜しうございます、藥を注込むやうな與へ方をしてはならない、それには藥量器の中に入れた藥を硝子の、管を曲げて一方を短く一方を長くして、さうして病人が其長い方に口を附けて吸ひますと、自然に分量だけのものが下つて口内へ這入るやうになつて居りますと、決して噎せると云ふことは

ありませぬ、一時に澤山な分量が服めなければ幾口にも服みますからして、病人の服みたい程に服ませる方が宜しい、是は今の吸呑に藥を入れて注込むと云ふことをするなと云ふ裏です、若し病人が澤山の藥を一口に服むだけの氣力がないのに、仰向にして注込むやうなことをすると直に噎せて仕舞ふ、唯噎せる位ならまだ宜しいが、強い藥が肺臓の内に這入ると直に肺の方の病氣を別に起して來て却て命脈を縮めて仕舞ふと云ふやうな危險がありますから、大概どこでも重病人には吸呑で服ませます、それからモウ一つは子供でございます、子供のときには實に困つたものである、子供に對して無理に腕力で藥を服ませると云ふことは一番下手なのでありまして、何でも子供は欺すに如くなしであります、御褒美をやるとか口直しを遣わすとか云ふ位なとで欺して、自分から其氣になつたときに服ませませぬと到底駄目である、なぜ駄目かと云ふと、少し智惠の付いた子供でありますと、無理に遣れば吐出して仕舞ふのがありますから是ほど困ることはない、どうしても承知しない時分に腕力で服ませるときは、日本でやるのも西洋でやるのも同じことである、手足を働かせないやうに抱き縮めて置いて鼻を摘んで成べく藥を咽喉の奥の方に入れます、是は大抵さうすると厭でも服みまするもので、さうして舌の根より前の處で藥を送りますと吐出して仕舞ひます、舌の根の處より奥まで送り込みますと厭でも服むと云ふことになります、當人は厭までも服まない氣でも、舌の根に觸れると自然に服む働きが起つて來ますからいや〳〵ながら服みます、故に腕力で服ませる時分には其方でやります、大人でも藥を服まない者があります、大人でありながら藥を服まぬと云ふのは變なやうでありますけれども、死を決して居る病人は誠に困る、此病氣は到底癒らないから、藥を服んで永く困むよりも、一日も早く終りたいから藥は止めると云ふやうに、正氣で居つてさうして死を決して居りますする病人は、是は腕力でも服ませ難いのでござい

ます、穏かに說諭するより外はない今一つは狂人であります、狂人は子供と同じやうでございまして、加之子供より始末のわるいことには其服ませる藥は皆毒藥であると思ふことがあります、毒を强いて私を殺す積りだから決して此藥は服まないと斯う云ふやうな理屈を付けて拒みます、それ故に死を決した病人と狂人とは、服藥させ方に皺に困りますが、若しいよ〳〵其狂人に藥を與へなければならぬ時分には、大抵胃の腑まで護謨の管を入れて、其管に據つて藥を服ませますけれども、今日ではさう云ふ服藥をさせるよりは皮下注射と云ふ方法があつて、病人を捉まへて置いて、藥を病人の身體に送込む所の皮下注射と云ふ方法があります、或は灌腸法と云つて、腸の方から藥を注込む方法もありますから、若し病人が暴れる時分にはさう云ふ便利の法を施します、それから今申上げたのは水藥の方でございますが、粉藥だの丸藥だのと云ふのになりますと云ふと、大人に服ませる方は此前粉藥の所で申しました如く、藥を嫌ふ子供に服ませる時分には、之を舌の上に載せてやりますと、湯を吞ませる間に吹飛ばすことがあります、それであるからして承知して藥を服まうと云ふ氣になつた者でなければ、子供には誠に粉藥は用ゐ難いものです、此場合には砂糖を澤山に入れて、其砂糖の塊りを羊羹のやうなものに練混ぜましたり、羊羹には限りませぬ、餡のやうなものか或は薩摩芋などに混ぜてやることもあります、それから丸藥でございますが、丸藥は大粒の丸藥もあり小粒の丸藥もあることを此前に申しました、子供に與へる時分には矢張り小粒の方が宜しうございます、西洋流の丸藥は大抵大きうございますけれども、それよりは日本で昔から使つて居るやうな、極く細かい丸藥が一番宜しいのでございます、どう云ふ具合にして其細かい粒の丸藥をやるかと云ふと、矢張り粉藥をやるときの手段に據れば宜しいので、細かいから餡の中に入れたり或は薩摩芋に練混ぜたり致しますと舌に障りませぬ、つまり粉藥をやるの

と同じ理屈になるのでございますから、其場合には成べく細かい方が始末が宜しい、それから服みにくい藥の遣り方は此前に申上げて置きました通りに、大概は服みよく調合して呉れますから心配はありませぬが、それでも尚ほ服みにくい場合には、差支のない以上は、自分で砂糖などを混ぜて服んでも宜いのでございます、又服んでから直に後で口の中を嗽ぎましたり、或は口の中を拭いたり種々なことを致します大槪先づ普通に致して居りますのは、少し服みにくい藥でありますと、後で口直しと云ふものを食べる、若し其藥が臭い油藥や何かで、後がいつまでも臭氣があつたりした時分には、其口直しに好い香のものを食べます、唯苦いとか辛いとか云ふ時分には甘い菓子でも食べれば其苦味が除れて來ますけれども、臭い油藥などはいつまでも臭氣があるから其臭氣を除る爲めには、藥を服むときに香のよい物を一緒に食べても宜し又肉桂水とか薄荷水とか云ふやうなもので、少し辣痛と辛味のある位なものを混ぜても宜し、或は後で食べても宜しうございます、それから油藥でありますと云ふと、此前申上げました通りに乳劑と云ふものにしたてれば服宜いが、さうしないでも咖啡か何かに一緒に入れて服む人もあります、又日本人は平素一種の匂のある味噌汁と云ふものを食べ馴れて居りますから、其味噌汁の中に入れても隨分食べよいものでございます、それから又生の茶の葉を服藥後嚙む人がございます、之も至極宜しい、なぜかと云へば茶には香があつて少し苦味もありますので、藥の爲めに口の臭いのが除れて仕舞ひます、又樣々のお菓子を食べて試みて居る人の話では、カステーラが一番宜いと云ふ說があります、私は藥嫌ひで餘り藥を用ゐませぬから、そんなに苦んで實驗したことはございませぬが、經驗のある人に色々の工夫を聞いて見ますと、皆樣々のことを工夫して居ります、なんでも種々試て見て自分から發明するのが宜しうございます、西洋では日本の餡のやうなものがありませぬから、ジャムとかゼレ

ーとか云ふものを使ひますが、それも試みるが宜うございます、然し子供抔を賺すに何時も口直しの菓子を澤山に遣るは宜しくないに山つて可成病氣を早く癒して全快の後には面白い處へ遊山に連れて行くとか好きな玩具を求めて遣すか宜しい是は腸胃を傷ふ患かないからでございます今一つは藥を服ませる時並に其度數でございますが、是は前にも申しました通り長く續いて居ます病氣でありますと、大概一日に三度或は朝夕二度である、又は日に一度つゝしか服まないやうな藥もありますけれども、通例先づ長い病氣になりますと朝晝夜と三度に用ゐます、併し急の病氣で、僅か一週間とか或は五日十日の間も服んで居れば癒ると云ふやうなものでありますすと、それよりは度數が多いのでございます、二時間目か三時間目に服むのがあります、もう四時間目から先きになりますと、日に三度と云ふのと同じでありますからして、通常二時間目三時間目位に、日に六遍位服んで往きますのが一寸した風邪の樣な早く癒ります病氣に用ゐる服藥の度數でございます、醫師の方で頓服と謂ひますが、是は一遍服めば宜い藥でございます、其一遍服んで止めて仕舞ひまする方の藥は、是は何か一つ目的がありまして、或は熱があるから其熱を下げるとか、又は胸が惡いから吐氣を止めるとか、或は通じがないから通じを取ると云ふやうな事柄で、何かそれ〳〵目的があつて用ゐるのでございます、故に一度服んで其藥が十分に利けばそれで目的を達して仕舞ひますから、後は續けて服まないでも宜いと云ふことになるのでございます、さうして其服む時刻は目的次第で違ひます、眠らせる藥の場合には人の寢靜まる時分が宜しい、夜も晝も眠られないと云ふやうな病人でも、一體晝は周圍が喧しかつたりしますから、矢張り世間の靜まる夜の方が宜しい、熱冷しなどは事に依ると朝からでも遣らなければならぬ場合があります、又劇しい痙攣を起したり痛みがあると云ふ時分に、其痙攣や痛みを鎭めるには、時刻に拘らず何でも苦しんで居

る時分に用ゐなければなりませぬ、又通じ藥を服ませる時には、成べく腹の空いて居る時が宜いとがございます、さう云ふのは朝起きたばかりて御飯前に服む、又同じ通じ藥でも多少腹を痛めたり何かするやうな藥でございますと、晝間働いて居りまする時分には都合の惡いときもあるから、全く用事を仕舞つた時分臨臥に其藥を服む、斯う云ふやうに其目的次第で矢張り用ゐる時刻が違ひます、それから三度の食事との關係でございますが、大概藥を用ゐるのには先づ、食事と食事との間の時に服むのが宜しい、餘り空腹になつた所まで往きませぬて、食事の消化了らうと云ふ時分が宜しいのでございます、澤山御飯を食べたときに直に藥を持つて往かなければならぬ場合もありますけれども是は特別な場合てす、つまり強い其藥が胃の空虚な處へ這入つて往くと胃を刺戟することが甚だしいから、食物と一緒に送つて藥が稀められることを欲する時分には食物と同時にやりますけれども、通例の藥は食事と食事の間に服むのが法となつて居ります、其外病人の狀況に隨つて、斯う云ふ症が起つたら斯う云ふ藥をやるとか、氣が恍惚した時分には斯う云ふ藥をやるとか、二通りも三通りも其症に應じて數品授けらることがありますが、さう云ふときは無論醫師の指圖通りに從はなければなりませぬ、唯くどく申しますのは、何の目的で其藥を用ゐるのであるかと云ふことを醫師に聞いて置くのが必要でございます、なぜかと云へば醫師の方から呉れる藥は眠らせる藥であるときに、それを病人が行く眠つて居るのに、拘はず睡り藥を遣つて居るのは誠に愚な話でございますから、何でも醫師から言付けられてある藥は、其時間を外さぬやうに用ゆることが大切てある、それから醫師から授けられて居る藥は其目的を聞いて置きませぬと、醫師の意向と病家の處爲が全然齟齬つて仕舞ふことがあります、それから又其目的次第で以て病人の取扱振が多少違ひます、といふものは、病人を眠らせる場合には成べく家内を靜淑にすることが必要て

あり、又は藥を服んで汗を取るとか云ふ時分には、蒲團を幾枚も掛けて遣らなければなりませぬ、故に此藥は斯う云ふ目的で用ゐるのであると云ふことを能く聞いて置いて、さうして醫師の考と格別喰違はないやうに、看病の方で藥効を助けてやらなければなりませぬ、先づ是で大略は藥の種類のことから其服ませ方まで申上げました、是で本年も丁度切目で、又藥に就ての私の講話も是で了りましたから、今日は是で御免を被ります　（了）



婦人と子供

醫學士　唐澤光德

●牛乳

牛乳を母乳に比較すると、其性分から云つても、また便宜上からしても、無論牛乳の方が劣つて居りますが母乳を如何にしても求める事が出來ない場合には據なく牛乳を用ひなければなりません

これは人乳を除いた他の小兒を養育する營養品の内で、其成分が割合に似て居るのと、同じ獸類の乳例へば牛の乳、羊乳、山羊乳などに較べて容易すく多くの乳を得らるゝと云ふ點から、人工營養品の内では首位を占めるものとしてあります

この牛乳を日常小兒の食料として使用致します節には、出來得る丈牛乳の人乳より劣つて居る所を補つて、略ぼ人乳を與へてゐる程に無害のものに致さなければならない、して牛乳の缺點には種々ござりますが、其内の主要なのは、牛乳の腐敗しやすい事と、牛乳の成分の劣つてゐる事との二つでござります

●牛乳と細菌

なぜ牛乳の殺菌法－消毒法を八かましく申すかと云へば、牛乳の内には種々の有害な、病の源因となる黴菌や有機物などが混つてをります、まづ牛乳を搾取る際に起ります、諸種の病菌が乳の中に入いる途を數へますと、

一、乳を搾り出す際に黴菌が牛の乳房にある乳腺の

排ち孔から出てくる事

二、牛の身躰及周圍について居る毛や汚物だの及搾取場の空氣の中に混つて居る汚塵が乳の中に混ずる事

三、牛乳を搾取する者の手や衣服についてゐる黴菌が乳の中にまざるのと、もし其搾取人が嗽咳でも致しますと其嗽咳のために散らされた病菌が乳の内に落ちる事

四、乳を搾り取る器の初めから不淨な事

五、たとへ牛乳を搾り入れる器が清潔にしてあつても、もし乳を搾り取る際に其器内に只の水を入れてあるとか、または賣る前に乳の中へ只の水をまぜなどすれば、其水の中にある黴菌が乳の内に混さる事

六、牛の乳房が疾患にかゝつてゐる際

などと非常に多くの、牛乳を腐らせやすくする有害なものがたんと乳の中にまざつてをります

此缺點を補ふために近頃はどの牛乳搾取所でも充分な裝置を設けて搾り取りました牛乳を直ちに煮沸して消毒してから瓶の中につめるのですが、その消毒法と瓶の清潔法等はまだこれ丈では充分信用を置く譯にはまゐりませぬ、たとへ牛乳丈はよく消毒してあつて、其瓶の中に乳精でもついてをるとか、または其瓶の栓の洗ひ樣が不充分であるとか云ふ節には搾取所から皆樣の家へ配達する迄には、また種々の有害なものが混さらないとは申されない、また實際まざつて居ると云つてよいのであるから、是非一度は消毒してから使用されなければならない

一躰

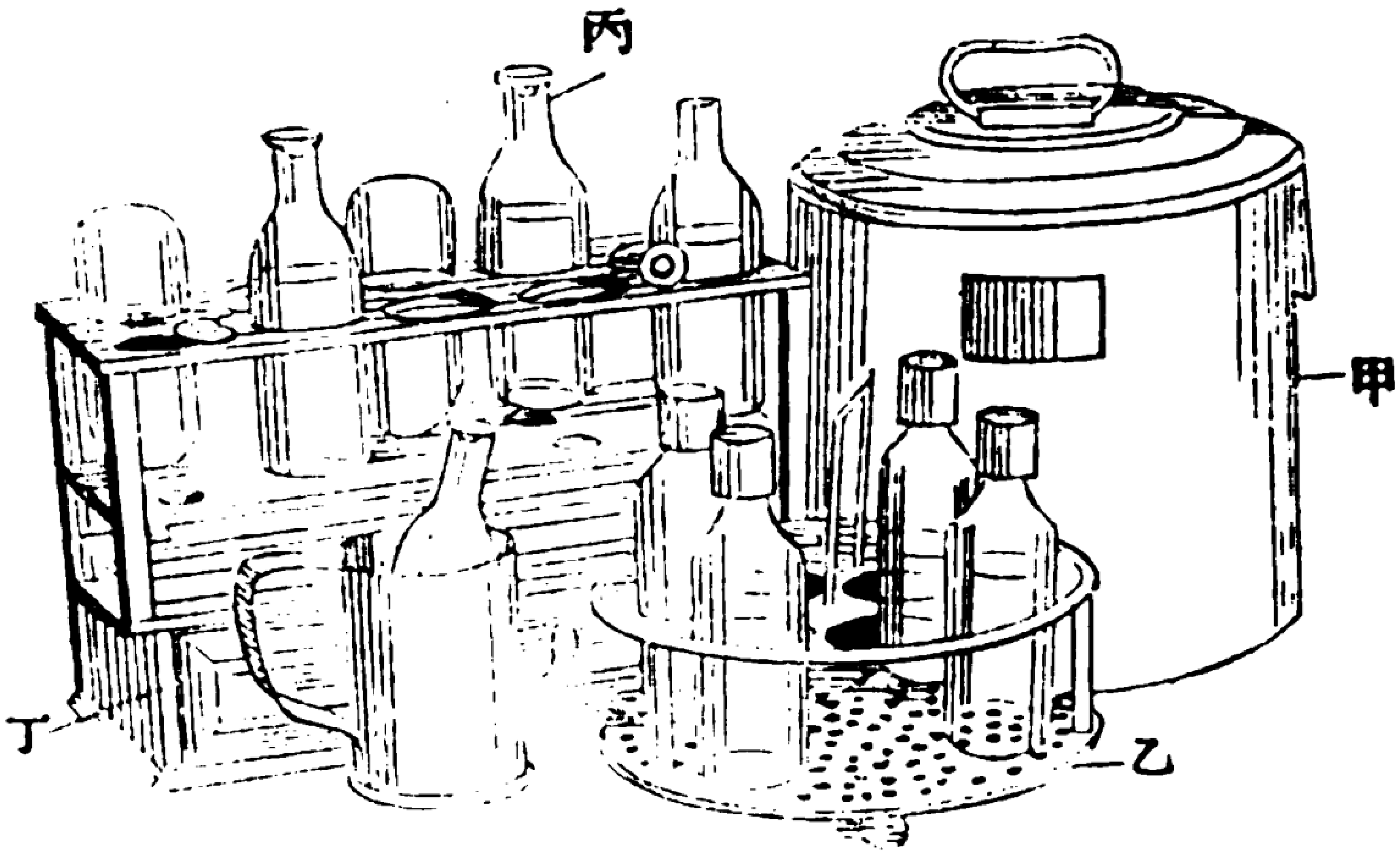
●牛乳は非常に腐敗しやすいもの

で夏は何時間、冬は何時間と申さうよりは、むしろ直ぐに腐敗するものと御承知ありたい位のもので、もし已に腐敗した牛乳を小兒に飲ませれば其小兒の直ぐに腸胃を害して下痢などの病を起すのは恰かも毒を飲ませるのと同じでございます、だから牛乳で小兒を育てる際に最注意しなければならないのはこ

の消毒法であつて、まだ此消毒法が割合に一般に世間にゆきわたつてをりませぬ

●牛乳の消毒器

には種々ありますが、近來發達してまゐつた低溫殺菌器と煮沸殺菌器との二つが其重なるものでござります、低溫殺菌器の方は六十度乃至七十度位の溫度の中に牛乳を三四時間置くと其牛乳の中に黴菌が皆殺されてしまうと云ふ點から應用せられたので、其方は煮沸するのに比べて牛乳の成分を損ふ事が少い爲め理論上からは遙かに煮沸殺菌法より優つてをりますが、其方法の困難であるのと、器械の高價である爲にまだ世間では行ふ譯にはまゐりませぬ、それにこの低溫殺菌法の功能に就きましては、まだ現に小兒科學者の中にも議論が一定して居りませんで、ある人の如きは三時間も低溫殺菌器內に留いた牛乳の內にまだ結核菌の生存してゐるのを認めたと報告した位でござりますから、尙現今では一般に煮沸殺菌法が用ゐられをります、完全な牛乳煮沸殺菌器はまづソツクスレツト氏の消毒器で我國では之を摸倣して諸所の器械屋で賣捌いてをります、摸倣品と云つても其裝置は略同一で簡便でござりますが、近來は都會の中流の家では概ね使用する樣になりました、地方の會員諸姉の爲にもと存じて一寸說明を致しておきます、



まづ圖乙の鐵葉製の瓶受けに、牛乳又は必要に應して二倍三倍なりに薄めた牛乳を入れて「ゴム」の蓋をした瓶（圖丙）をのせて其全部を（圖甲）鐵葉製の圓桶の中に入れ、次きに其圓桶の中に凡そ半分程

水なり湯を入れて、此桶全躰を火鉢又は瓦斯「ラムプ」の上にのせて三十分乃至四十五分位よく煮沸するのです、

充分煮沸して此桶をとつて暫時冷やしてから、中の牛乳壜をとり出すと、中にある牛乳は一時煮沸されて容積がましてをつたのが冷さるゝ爲に、其瓶の上部に陰壓を生じまして、瓶の口に上の「ゴム」蓋が堅く附着して外氣との交通を斷つ樣になつてまゐります、從つてこの「ゴム」蓋をとらない間は中の乳はいつまで立つても殺菌消毒されてをつて、運搬するにも貯藏するにも至極便利です、

其他の方法といつた處て皆大同小異、コリッケを云ふ人は「ゴム」の蓋の代りに硝子の蓋を使ふと洗ふのに便利だと云つてをりますが、其代りにこわれやすい弊害があります、

只杞憂とする所は此器も價が三四圓致しますと云ふ點から、どの人にもすゝめられない事がございます、此頃の事でしたが、あるものから牛乳煮沸器を買ふ丈の資力がないが何か輕便な方法はありますまいかと訊ねられて、仕方なしに、市で賣つて居る少し大きな鐵葉製の御飯蒸を使はして見た事がござりました、勿論乳を容るゝ瓶、ゴムの蓋や、煮沸の方法時間などは同じ樣に致させましたが、これでも間に合ひました、もし眞正の煮沸器の買へないものにはこんなものでも敎へてやるがよかろうと思ひます、この方法によつて煮沸殺菌したのなら、別段に

●貯藏法

を悉しく云ふ必要もなく、只冷しい所へ貯へてをけばいゝ位、只盛夏丈は氷又は井戸の中などへ貯へる必要があります、平常ならば此方法によりて一度に六七本も消毒してをけは一日位は充分で、二日程の旅行には拾二三本も作つて持つて行けは、異つた乳を買ふに及びますまい、

●牛乳容器の洗滌

煮沸、貯藏が完全に行けば之てもはや云ふ所もないやうてすが、また必要なのは容器の淸潔法て、之も

非常に肝要てある、其最後の一事が行はれなかつたら、煮沸、貯藏がいかに完全ても毫も効力がない、又此容器の淸潔法が以上の二者より尙更通俗間では忽がせにせられ、又誤まられやすい事柄です。容器と云つて、乳の壜と吸管と乳頭の三つてすが其撰擇に就いては六つかしい事はありません、只極めて簡單なのがいゝのです、即洗滌し淸潔にするのに一番やさしい、また洗ひいゝのがいゝので、いかに効能が多くあつても、都合がよくても決して複雜な、線の多い瓶とか、角の多い底のある瓶、長い「ゴム」管「ヒダ」のある乳頭などはいけません。

それて、此乳の壜等を洗ふには、其度毎極く注意して、「ハケ」と石鹼水とてよく洗い、淸潔な水で數回淸めて、之を淸水の内に蓄へてをきまたは（圖丁）の臺の上に逆かさにのせて乾してをきます。

殊に注意するのは、乳頭と「ゴム」管で、之が淸潔でなければ、乳等がいかに完全にしろ、其くゝつてくる門が穢ないのですから甲斐がありません、又尙一は牛乳は小兒がのむ度毎に一瓶宛とり出し其蓋をとつて、のませるので、其のんだ殘りは、云ふ迄もなく一々・てゝしまひ、さつきのんでから、拾分位だからよからうなど丶之を再び用いてはならない、之を用いる位ならば、元々淸潔とか殺菌とかやかましく云ふ必要がないのでござうます。

溫度は、牛乳も人乳と同じ位の溫に溫めて與へます、即三十五度（攝氏）位に其都度〳〵溫めて與へます。

成る可くは以上の諸項を其小兒に最注意すべき慈母又は養育者が手づからせられたいもので、決して無敎育な下婢などに一任してはいけないとは凡ての學者が唱へている事で、殊に乳を與へる時などは、母親などが手づから乳の壜を持ちてゐて小兒に乳を哺ませるようにせられたい、決して乳の壜を小兒に渡して、ほうつてをく事はならない、之は單に人情の上から云つたのではなく、また衛生の上からも必要があるからでございます。

寄書

●隱れたる病

醫學士　竹中成憲君

凡隱れたる病ほど恐ろしきものはなからむ獅子身中の虫といふが如く英雄豪傑も身中に隱れたる病あらむ乎早晩恨を呑むで事業半に此世を去らざるべからず左れば之を早期に發見するは醫の重大なる義務とするは勿論なれども其病外に現はれざるを以て其人の醫の門を叩かざるを如何せむ『風』の如き平々凡々たるものにても風を引けば苦しきがゆへに病の在る事は直ちに本人に知れソレ振り出しソレ醫者と奔走するを見る隱れたる病に在ては傍人は勿論御當人も平氣にして爲めに治療の期に遲る胃病腫物の如き外に現はるゝ事速なるがゆへに人々早くより手當を爲すを例とす

然らばかくれたる病とは如何なるものかといふに先痩せたる人と肥えたる人を區別すべし』痩せたる人は肺結核（肺病）の初期を有する事多し肺があやしとて醫の所に來るの人は最早進行せる肺結核なり醫者が診て是は肺結核なりと確診するほどのものは既に重大なる肺結核なり此の如きものは最早多くは恢復の見込なしゆへに肺病といへは皆死するとと定まりたるが如き結果を來すは必竟隱れたる疾病を發見せず攝生は彌縫を事とし治療は機宜を失するにあり肋膜炎の如きも其十中九までは原因結核なりとすゆへに一度治して更に後發症として肺結核を來す換言すれが肋膜炎は肺結核の初期なり豈注意せずして可ならむや近來肋膜炎に罹るものは兵役を免除せらる殆んど國家の廢物たればなり軍隊にては肋膜炎多く而して近來軍隊に結核の增加せるの事實は吾人をして寒心せしむ洵に國家のために憂慮せざるべからざることゝす

肥えたる人は何人も之を見て『アナタは御丈夫にて結構です』と稱し本人もさう思ひ他人も安心してアノ男ならチット位餘計に金を貸しても大丈夫なりと考へ案外長命の方には信用あるも是又誤りたる觀察なり生命保險會社も此工合を心得居るがゆへに右の如き人物は社員に向ひ躰格檢査も不必要位に思ひ居るもドッコイさう甘くは問屋が卸さず『アナタは二割増に願升』といはれてハテナ無禮なヤツじやと立腹して保險に入らざる人の多きも可笑し

故に醫者は痩たる人からも亦肥えたる人からも○を取られるやうになり居る商賣(?)にして結構なる商賣(?)なり(一寸御斷申す醫者は商賣とは少し違ひ申候其議論は他日申上候) 扨然らば如何なる病が肥滿者にあるかといへば肝臟病就中糖尿病などといふ病がかくれ居るなり殊に多くは多血症にしてのぼせ易く動もすれば其血は腦に於て溢るゝ事あり是即ち「中氣」又は「卒中」にして昨日迄强壯自慢の先生忽に癈物となりて家族の厄介者となるか又は直ちに冥土へ轉地療養するもの是なり

糖尿病とは甘き小便の出る病にて奇々妙々なる病なり米を喰へば死ぬといふ病ゆへ日本人には不都合千万なる疾病ならずや此の如き大患を醫者も時として見落す事あり其釋は表面に表はれざる疾病なるがゆへなり躰格の如何に拘はらず尙ほ隱れ易き疾病は脊髓病にしてリヨマチスならむなど〻考へ數月を經過し遂に脊髓症たる事を發見することあり此リヨマチスなども兎角輕視せらるゝ傾きありリヨマチス其者は必治の疾病なれども之を等閑に附するときは遂には心臟病を起し而して心臟病は不治の病なり僅々の不注意の爲めに不治病と爲すヿあり

慢性腎臟病、慢性マラリアの如きもかくれ易き病なり最もかくれあるものは小兒に在ては蛔虫大人に在ては肝臟二口虫(ヂストマ)及び十二指腸虫なり此二者共に日本に頗る多し後者は之を驅除する事難からず前者は不治の病なり而して共に不潔なる飮料水、不淨なる野菜及び淡水魚貝の類より來る、煮沸

水を飲み煮熟したるものを食すれば安全たりとす僅々の手數を省き不治の疾病を買ふは實にツマラヌ事ならずや

要するに醫師自から各患者に當り此隱れたる病を發見することを勉むべしと雖も患者も亦時々健康診斷を受けて醫師たるものは疾病を治するは之を第二位として主眼とする所は疾病を豫防するにあることを記臆せらるべし恰も警察官の犯罪者を俟つにあらずして犯罪を未發に防ぐを勉むるが如く小にしては「火の番」と同一なり若し「火の番」が火事を豫防せず之を待ちつゝありとせば人々之を何と評すべき法律に在ては刑を可成輕くするを以て公明なる法官とす醫學に在ては可成重き宣告を與ふるを以て心切なる醫師とす刑罰は輕きに從ひ治療は重きに從ひて損のあることとなし人々其心して醫に接すべき也(完)

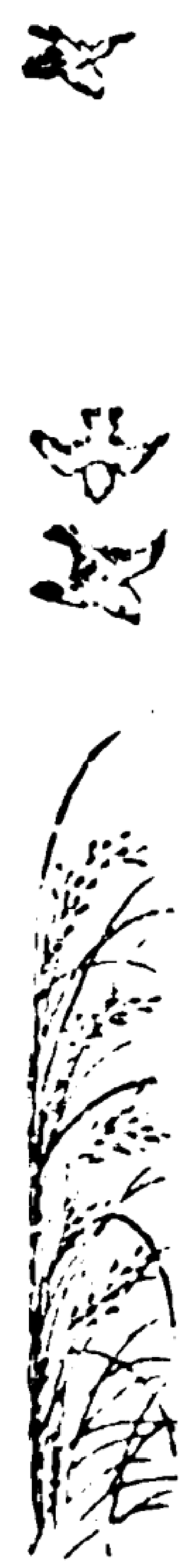
●母親の心得

醫學士　川島一雄君

小兒の衣服は、成丈輕くして暖に、且つ質素な品を用うるのが宜う御ざいます、例へば綿布とかフランネルとか云ふ樣なものが至極宜いでせう。又小兒ばかりに限りません大人でも同じことで御ざいます、殊に小兒は新陳代謝がはげしう御ざいますから、身躰や着物は手の屆くだけ清潔にしなければいけません。それにはどうしても汚れ目の見えない樣なものですと、自然洗濯の樣な事も怠り勝になりますから、生れてから、一ヶ年間位は重に白色の布を用ゐますが宜うございます。

昔は小供が生れると、皆白い着物を着まして嬰兒には殊に純白な衣服を着せたと申すこととてありますが、是は誠に結構な習慣で御ざいます。又小兒の衣服に何故絹布が惡いかと申しますと、絹は肌にさわりまして、冷に感ずるばかりでなく綿布とちがひまして、誠に洗濯などにも都合の惡いものでございますゆへ知らず識らず不清潔になりまして、衛生上に宜くありません。又市中などにてよく見受くる事で

ありますが、まだ五六歳位の女子の歩行も十分出來ぬやうなものに、縮緬の三ッ重等の殊に裾の方は綿の深山はいりましたのを着せて、母親とか姉妹とかと両方から　手を引合つて、漸と練りあるいて居るのがあります。夫れは親心としては、自分の力の及ぶ限り、美麗しく着飾らせて歩きたいのは尤でありますが、是が即ち愛に溺れると申しまして、能く無い事で御坐います。斯る事からして、折角小供の發育を害し、其上心を奢侈に導き見得張るとか見得のみを裝ふとか云ふ大原因になるのでありますから、母親たるものは注意の上に注意を要することであります。



新潟支會講話

●涅齒に就て（前號の續）

講師　中村勇三郎君

凡て齲齒は最始酸類に依て齒牙の最堅硬質たる琺瑯質或は象牙質が脫灰せられて脆弱と成た後に種々の細菌が齒質内に進入し酸と相共同して齲齒を造るのであります而して齒を染めて居る人は染めて居ない人よりは口内が不潔で有るのみならず強い酸を加溫して齒牙に觸接せしめるので有るから齒質を破壞すると云ふ點に至ては非常に早いので有ります常に涅齒を有する人は染着時毎に房楊子を使用致しますが此房楊子は齒間の汚物を彈き出す力が無い計りで無く齒齦を退却せしむるし又不潔の結果として齒牙の周圍に齒石即ち齒鹽と云ふ奴が澤山に附着して齒齦を退却せしめる（一齒に止らず延て半齶或は全齶に渡る）のみならず齒冠部より根部に至る迄沈着して整然たる咬合關係を亂し健康齒をも遂に脫落せしむる樣なことになります斯の如くに齒石が齒牙に澤山沈着して來ると齒齦に炎症を起して來る若し不幸にして體質が孱弱な人で有れば其炎症は直に近傍組織に迄蔓延して口腔粘膜は勿論舌扁桃腺咽頭等に波及して來る而して夫迄に病機が進行せぬとも口腔の分

泌液は（通常は弱亞爾加里性）は酸性反應を呈する様に成る其酸性唾液は又齲齒構成の主要素となるので有ります斯の如くオハグロは直接或は間接に齲齒構成の主要素となるもので有りますて此等が原因と成て齲齒が澤山構成される其結果として齒牙に缺損及脱落が始まる斯の如く缺損或は脱落が始まると容貌が惡くなる發音が漏れるのみならず咀嚼機能に大障害を來しますから毎日攝取する所の食物を充分咀嚼して細片或は糊狀となすことが出來得ませたから萬止むを得ず大食塊を嚥下して胃中に送らなければ成らぬ様になるそうなると胃は非常に過度の運動を以て消化作用を營まなければ成ない様になる過度の運動が永く持續すると結局胃或は腸即ち消化器に疾病が起ると同時に營養物の吸收作用が惡くなるから從に身躰は孱弱となる運の惡い人等は疾病亢進の爲め遂に死なねばならぬとになる實に馬鹿〳〵しい限りではありませんか

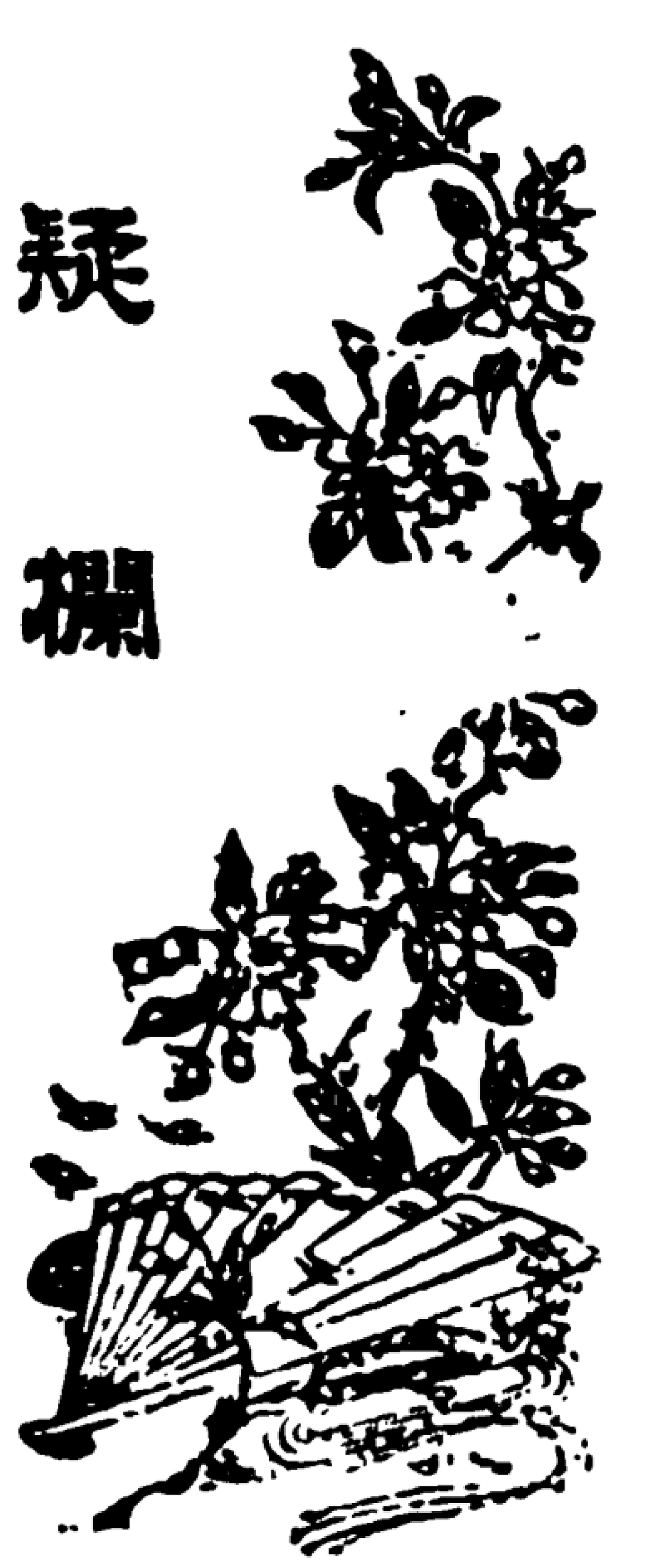
如斯論じますれば毫も利益なる點はありません蠻風習慣は止して仕舞はねばならぬことになるのです併し乍ら蠻風習慣とて今人が痛く攻擊することも要しません何となれば風俗は時代意匠で有る即ち其時代の風俗は其時代の意匠より産れたる趣向で有り且其時代には有害無益なることを知りませぬので矢張り優美高尚なる風俗と思ふ外。蠻風など丶は夢想することすら出來得ぬのですから强く攻擊するは少々酷なることゝ思ふてです然し乍ら文化既に開け昭代の今日に於て斯る風俗の存するは實に遺憾千萬の事で有りませんか人智開發せし程度より云へば既に已に習慣は洗へ去られ無垢なる酷齒と成て居ねばならぬのですかそこが習慣は第二の天性を形造るものですから容易に根底を掃ふことが出來得ません然しながら今日では餘程減少はして居りますれど未開地程多く流行し甚しきに至ては高等教育を受けたる婦人すら有害無益と知り乍ら涅齒する風俗を見受けることが有りますか上ー好むところ下之れに倣うてすから況や無智蒙昧なる婦人に至ては停止するところを知ら

ぬ苦てす恰も毒と知て毒を勸むるが如きものてす如此涅歯は害多きもので有る外に之に費やすところの時と金とは亦た實に驚くべき多額に達します今一ヶ月に付涅歯十回と假定し之れに費消する鐵漿其他附屬物代價を金貳錢とし之に要する時間を一回貳十分即ち二百分（三時廿分）とするならば一ヶ年に百二十回費用金廿四錢時間の消費高は貳千四百分となる之れを時日に直さば四十時即ち一日十六時間となりぬす之れは僅かに一己人に付ての積算ですが新潟市の人口五萬六千此の二十分の一を涅歯するものとすれば二千八百人となり月費高は五十六圓時間は五十六萬分即ち九千三百三十三時間廿分に直と三百八十八日廿一時廿分即ち一年廿三日廿一時廿分となり年額六百七十貳圓消費時間は六百七十二萬分之れを日に直すと四千六百六十六日十六時即ち拾二年二百八十六日十六時となる更に縣下二百萬人の廿分の一拾萬人とすれば月額二千圓費消時間は三十三萬二千三百三十三時廿分となり日にすれば一萬三千八百八十八日廿一時廿分即ち卅八年十八日廿一時廿分となる年額は縣下のみにて二萬四千圓にして十六萬六千六百六十六時即ち四百五十七年六ヶ月五日十六時間となる而して之れを全國に引延し五千萬人の廿分の一二百五十萬を積算すれば月額五萬圓時間は五億分なり三百四十七萬九百七十二日五時廿分即ち九百五十九年百八十七日五時廿分年額費消金六十萬圓となり費消年限は一萬千五百十四年百六十六日と六時間となります實に驚くべき時間と金額では有りませんか

會員諸君斯る有害無益なる涅歯の爲めに徒費することを止め此の時間を以て家庭に留意するか若くは慈善事業に月二百分つゝ裁縫寄附をしたならば一面には六十萬圓を剩し一面には事業を援くることになります年額六十萬圓之れを三ヶ年蓄積して製艦費に宛つれば百八十萬圓如何なる堅牢なる鋼鐵艦でも製造することが出來得るでは有りませんか願くは涅歯風習を改善し斯る心懸あつてこそ帝國の婦人たるに慚じないので有ります

（終）

質疑欄



●●●質問注意　質問中診察せざれば應答し難きものは一切解答せず又答解に遲速あるは登載順に都合ある爲めと御承知を乞ふ●質問は端書にても封書にてもよろしけれど單に質問のみをわかりよく認むる事●質問に姓名を出すことを好まざる方は匿名にても差支なし●本號の雜誌に登載する文は凡前月十五日迄に申込まれしものとす

問　私事寒くなると毎年扁桃腺に罹りのど痛み發熱し其度醫師の診察を受け藥用致し候いども十日間位にて全治致候然し毎年同じ病氣にては後には益々重り全快致さざる事は無之候やと安じられ候が根治するものか良き治療法と養生法御敎へ願上候

質問者　高崎支會々員

答　本紙前號の四十三頁の答を熟讀せられよ、參考になりましよう、また、毎年起るとの事なるが、咽喉科專門の醫師に診察を乞はれ、必要あれば腫れたる扁桃腺を切除するもよからん、又夏季海濱に轉地し水浴等を試みては如何

問　銅製の藥罐にて湯を沸かして日常飲用するも害無之候や伺上候

質問者　群馬縣一會員

答　普通の人々の考にては害あるやうに思はるゝも學者の研究にては殆んど害なきが如し、獨逸の衞生學者レーマン氏は金屬の衞生的關係に就きて非常に研究を重ねたる人なり、氏の研究せし所によれば斯樣な塲合には人躰に害を及ぼさぬことを知り得べし、永く用ゐるも慢性銅中毒などは起さじと云ふ、但し銅製の藥罐と申さるゝも內部には何か塗ッてはなきや、塗ッてあるものゝ如何によりては更に說く所あるべし

問　小供を寢かすのには（あをむけ）にするのと橫向けに寢かすのとは何づれがよろしく候や伺上候

質問者　東京芝一會員

答　小兒に限らず、凡て健康なる人は仰臥するを可とす、仰臥は、之を横臥に比すれば內臟を壓迫すること少きを以て、呼吸、消化、血流等の爲めに利ありとす

問　　質問者　　姫路一會員

近頃浦潮港等より避難歸朝せる者に天然痘にかゝりし者ありとの事なるが、私の小供生れたる歲に種痘を受け、善感候へども、今年七歲になれり此際又種痘を受け置くの必要之有候や

答　天然痘流行の兆あれば、例令、初めの種痘善感なりとも必ず速に再種痘をなし置くべきことは種痘規則に規定せられたり、此段の歸朝者により天然痘が國內に傳播すべきや否や、そは勿論わからぬが、種痘規則には善感後と雖も五年乃至七年に再種を行ふべしと規定せられたれば貴兒は此際再種痘必要なりと信ず、また爾後戰爭中は尙ほ他に該病者を携へ歸る者も增加すべければ、種痘し置くべき必要は充分ありと思ふ、

問　　質問者　　横濱の一會員

御產をしますと月經の止まるのは如何なる故にや又月經の始まる理由御敎へ下され度候

答　御產をしますと月經の止まりましてよき乳の出るようになりますのは天然です併し分娩致しまして五六ヶ月位でドーかすると月經の始まる人がありますが此時には乳に異狀を呈しますから小供には其乳を與へてはなりませぬ尤も之は大概一回又は二回で又止みますから乳汁も以前の通り上けてよろしいのですが最早十ヶ月一年もたちまして月經が來りますれば正に來るべき故に來りたるもの故に乳を離して差支ありませぬ一躰月經が始まると乳汁は其分量を急に減し其性質は不良になりまして小兒の消化器に害を及ぼすようになりますから是等はよく御注意なさいまし

二問　小供は同じ褥に眠むらざるをよしと承り居り候へども生れたての小兒も矢張り獨り臥さしむるものにや

答　生れたての嬰兒にても同褥に眠らさるをよしとす何にとなれば之れか爲め乳房にて窒息せしむるの恐れ少からざるのみならず成人と乳兒には其體温異なるものなれば同衾するときは高き體温を成人の體に吸收して爲めに乳兒をして餘計に溫熱を發散せしめてよろしからずされば生れ立ての乳兒たりとも別褥に臥さしめ寒きときは湯たんぽにても入れ暖かになし獨り臥さしむるをよろしとす

質問者　東京一賛成員

問　私事四年前より慢性痲疾に罹り云々

答　慢性痲疾は容易に全治せぬもの大學附近にて良き醫師との事なるも寧ろ醫科大學專門の醫師に就き治療を乞はれんことを御勸め致します尙詳しきことは診斷の上ならでは申し兼ねます

第二問　私の妹は毎朝硼砂水で顏を洗つて其あとでベルツ水をつけておりますが、此樣に一年も二年も持續して差支ありませんかそして此ベルツ水といふものは何々の藥を調合してありますか

答　先づ初めに御尋ねしたきは何の爲めにかく二劑を用ゐられるかを明にせねばなりませぬ其上にて更に又御答へ致しましやう但し單に長く用ふるとも害はありませぬ次にベルツ水の處方は是迄度々本誌に掲載してありますから御熟讀あれ

附第三問　石鹼のことは來月詳しく御答へ致しましやう

質問者　茨城會員

問　私の子供當年四月にて滿三歲に相成候得へども至極壯健にて身體には何の障りも無く候へ共夜分ねむり居りて時々びく〳〵致し夢にても見る樣に御座候へども何の原因に候や又記臆力よくして一度見聞したることは決して忘るヽ事なく年齢に比してあまり利こう過るなどヽ人々申され候へども小供の時の發明なるは成長して後馬鹿になると俗に聞き居り候へ共斯る小兒は如何に養育致し候てよろしきや何卒御教示願上候

答へ　子供の三歳位の時に誠に保育に六ッかしい時代て御申越の分ては年齢に比しひどく脳をつかわれる様てすがかゝる子供には可成脳をひどく戟刺させぬ様に心掛けらるゝのが必要て夜分睡眠中びく／＼夢に襲はるゝが如きも多少脳の刺戟如何に關係するものてしやう此御年位の時分には子供の脳膜炎を起すことが非常に多いのていよ／＼右の名前の付く様になればビク／＼處ではなく身躰の痙攣を起し容易ならぬことゝなるのもあります一躰脳膜炎の初期は醫師にも中々よくは分らぬ位てすから可成子兒の神經を刺戟することを避け消化し易き滋養物を取らしめ徐々に保育せられんことを望みます但し今日の御文面ては別段脳膜炎の發作とも思へませぬが之は御氣を御付けになりて疑はしき時は直ちに專門醫の診斷を受けらるゝように致したいものです因に記す慢性の脳膜炎をわずらい今迄大層利こうてありました子供も終生の白痴となりますから實に恐るべきことてあります



衛生雜話

●肺結核豫防に關する內務省令

本年貳月四日の官報紙上に『肺結核豫防に關する件』として內務省から發布になりました處の一の規則が掲げてあります、是は本年の四月一日以降實施に相成るので、吾れ人も皆心得て居らねばならぬのてあります、私は其內で個人に取りて必要なる點に就き少々述べやうと存じます、

此規則を見ますのに、學校、病院、製造所、船舶發着待合所、劇場、寄席、旅店、其他地方長官が必要と認めて指示致されまする場所には一定の方法で、唾壺を備へ付けねばならぬと云ふととなりました、そして、斯様な場所では

●何人も皆此唾壺以外には唾痰を咯出すべ

からず
若し之を犯す時は一圓九十五錢以下の科料に處せらるゝことに定められました、
從來本誌上に於ても諸先輩方を始め私共も結核患者の咯き出す處の痰は、結核病の病原たる結核菌を含有して居る爲めに大に恐るべき物であると云ふことは度々述べてあるのですから、讀者諸姉は既に充分御存知の次第であります、元來日本の禮儀上、自分より目上の方の前て、鼻を噛むこと、痰を拭き取ること、嚔をすること等が、失禮の擧動であると、なッてゐるのは、實に衛生に適ッた事柄であります、若し貴人の前て、斯樣なることを憚り無く爲るならば、無禮者として擯斥しても差支無いのです、加之、今日ては段々と衛生思想が普及致して參りまして、敎育のある人は啻に禮儀の點に於てのみてなく、衛生上よりしても亦右樣の擧動の謹むべきを知らぬはないのです、然るに世間の實際に於ては、斯樣な事に注意をせぬ者が澤山ありまする處ては無く、今日迄、既に唾壺の備へてある場所でも唾壺以外に容赦なく咯痰をさへ咯き棄てゝあるので、例へば都下て申さば電車の内（咯痰を斷る旨揭示しあれども）、或は汽車の停車場、汽車の車中にも現に咯痰を見受くるのであります、恐くは禮儀も衛生も心得ぬ人の不注意から起るのでありましやう、斯樣な風であるから、自分だけ禮儀を守り衛生に注意を致した處で、ほかの人が之を守らぬから、危險はやはり減じないのである、どうしても何とか考へんければならぬ場合であります、幸なるかな、此度は肺結核豫防の爲めに右の規則を發布に相成りましたのは甚だ當を得たる次第であります、之を犯す時は罰せらるゝと云ふやうに迄なッてきて居りまするから一層注意を加へて、無敎育の人に迄も此主旨のある處を好く了解するやうに說き敎へ、以て一般衛生思想を推しひろめることに御盡力を冀望致します、元來

●公けの規則など云ふものは、それを充分に嚴守し勵行することの困難であるは、世上往々

見る處でありまするが、斯樣な、衛生上有益なる規則は、どうか、御同樣に同心協力して、少しでも能く實行の出來るやうに務め度いのであります、右の規則は能く御熟讀あらんことを冀ふのであります、

◉轉地先きにて肺結核患者に對して如何やう注意すべきや

に就き、今回聊か述べやうと存じまして、其事を先月の雜誌にしるして置きましたが、先月の雜誌が出まして、讀んで見ますと、竹中醫學士の注意周到なる說明が掲げてありまして、私の述べやうと存じた點を充分畧してあります、夫故重複に亘るの必要がないから是はさし置くことに致します、

又內務省の肺結核豫防令に於て鑛泉場、海水浴場、轉地療養所に於ける旅店では本誌前號五十一頁に拔記してある通り、最も著しきことは

▲肺結核患者若は其の疑ある患者が宿泊致した時には、其の居間を消毒せなければ新に他のお客を其間に宿泊せしむることが出來ない

と定めてあります、是は最も必要な點でありまして誰しも患者の居た室は病毒が濃厚でありそうに思ふのですから、右の通りでなくてはならぬことであり、また、或人の實驗によッて見ましても肺結核患者の居間の塵埃中に病毒を見出したこともある程です、今回斯樣な規則が出たのは喜ぶべきことです、更にまた

▲旅店の寢具は白布で被包すべきこと

▲右の白布や貸浴衣は客のかわる每に取換ふべきこと

▲肺結核患者の使用したる物品は消毒したる後でなければ他人に使用せしめぬこと

等も規定してあります、此通りにゆきますれば、轉地先きで(自分の別莊、貸別莊、其他獨立の家屋に居住する場合は何の心配もないのですが)旅店に就きましても大に安心であります、それですからどうか此規則が充分行き渡るやうに冀望するのほかはあ

りませんけれども

▲未だ今日の狀況では、自分が肺病で無く、他の病氣で、轉地療養に出かけたる時に、肺病患者と同じ旅店に宿泊して居る時の危險と云ふものは、除き得ぬであります、傳染病豫防の第一の必要は、隔離と申して、患者を隔離し、健康者と相近付かしめぬといふ點であります、しかしながら、旅店では肺病患者に對し未だ、如此事を實行することが出來ないのですから、萬一、右樣の場合に出逢へますれば、充分用心せねばならぬのです、日本家屋の構造は、西洋家屋とは違へ、一室と他室の遮斷が不十分です、殊に欄間などの設けがあッて、隣室との空氣の交通は自由であります、夫故同じ旅店でも隣室に居る時の危險は想像が出來まする、是は單に一例ですが、他に考へれば考へる程危險がありましやう、夫で私は、斯樣な場合には出來得るだけ肺病患者に遠ざかる必要があると信じます、肺病患者の居ることが知れますれば、他の安全なる宿屋に轉ずるの止むべからざることゝ考へます、風聲鶴唳と云ふことがありますけれども、態々轉地に出かける程ならば此位の決心と用意とを必要と存じます、

大家談片

●麻疹と種痘

此篇は弘田醫學博士の談として時節柄適切なるものなれば茲に掲ぐることゝなしぬ

麻疹は一度煩ふと二度は致さぬ病氣で、大概小兒の時に病つた人が多いから大人には自然罹る事が無いと云つても宜い位であります。

病氣の性質は非常に傳染し易く、流行性感冒の樣な工合に、一家の内に一人發生すれば必ず他の兄弟に傳染つて、免れる事は極めて稀である。流行性感冒

と違つて居る點は、流行性感冒は何回も罹るが、痲疹は一度罹つた者には感染しない。

痲疹に罹て難澁をするのは咳の出るのと、咽喉や、鼻が惡く成る事で、一體此病氣は極危險な病氣であつて、小兒は之が爲に肺炎を發して、殪れて仕舞うやうな恐れがあり、又鼻から耳の病氣へ移つて耳の病氣を惹起したりする事が屡々ある。

而も最も怖るべきは此病氣が發する時か或は其の病後に結核が起つて來る事であります。古來、痲疹とは人の熟知して居る病氣であるから、自然人の耳に慣れて怖れない樣に成つて仕舞つたのであるが之は以ての外の義で重體に陷らせずとも濟む場合にも取扱ひが輕忽なために重い容體に成つて取返しのつかぬことが屡々あります。

斯う云う事は人の母と成つて居る人は餘程注意しなければならん。病勢の强い時分には熱もあるし、咳も澤山出たりするから誰も注意して居るが、熱も散じ咳も殆ど出ないと云つて宜い位になると大概平癒したものと思ふ人が多いが、之が抑々失策を起す多くの原因に成つて居る。凡て傳染病は病勢の輕重に係らず、全治して後にも容易には身體の血液が發病前のやうに回復しないものだから當分の内は身體の抵抗力が著しく弱つて居る、夫故外觀は全治した樣に見えても内實は却々爾うで無い。其時分に平日の通な取扱ひをして、早く新鮮の空氣を吸はせた方が宜からうと云ふ樣な事から外へ出したり、又身體が不潔であるから早く湯に浴れやうと云ふ樣な事をする人があるが、之が甚だ惡い事で、爲めに痲疹を再發したり、痲疹でなくとも氣管支加答留を强く起したり、又たは肋膜炎を起したり其の他種々の重い病氣を惹き起すのであります。

此種の出來事は痲疹の流行毎に數次實見するのであつて其都度種々注意をするけれども、母親達の耳には容易に入らぬと見えて、何時も同じ手ぬかりがある。痲疹が發したら母親は注意をして、病中は勿論、病後と雖も充分長く保護をしなければ成らぬ。何の

家でも沐浴を急ぐのが第一に宜くない、入浴は何時でも出來るから而う急ぐには及ばぬ事と思ふ。

どうせ一度罹るものならば、麻疹は幼年の時に罹つた方が善いと云ふ事を人が申します。大人に成つてからは概して幼年の時よりは病勢が強く成ると云ふ說がある、或る點までは理屈かあるが、併し麻疹を小供にさせると云ふ事は餘程考へなければ成らぬ事であつて、流行の時期に由つて順良なる麻疹と、性質の惡るいのとあるから、其邊も餘程注意をしないと、却つて大患を醸す事になるから、第一に小兒の其當時の體質は麻疹に罹つても堪へ得るや否やと云ふ事、又其當時の流行の麻疹は性質が順良なるか否かと云ふ事を閱糺さなければならぬ。只一も二もなく一度煩た方が利益であると云ふ點にのみ注意したので誠に危險である、極く極端の例を擧げると、私共の小供は麻疹に罹つて居るからと云つて、殆ど平素の風邪の樣に思つて、醫師にも連れ行かぬと云ふ事が、下等社會ばかりでなく總べての事を心得て居らるゝ人の中にも、斯くの如きは以ての外の話てあつて實に危險千万である。兎に角一の傳染病であれば、輕症にもしろ、醫師の監督を受けて看護すると云ふ事は最も必要てあらうと思ひます。

次に種痘の事をお談し致しますが種痘の時期に就ては種々說がある、大體に就て云ふと何時種ても差支無いのである。日本では多く春と秋とに於て種る樣ですか、只期候が好いとか或ひは地方なんぞで都合が好いと云ふ樣な點から定めたのであつて、別に春とか秋とか種痘の爲めに善い時期であると云ふやうな事は無い。

時期と云ふ事に就いてお話をすれば、小兒の健康の狀態を見る事が一番大切である。即ち、其小兒の健康が其當時種痘に堪へ得るや否やと云ふ事を確める事が一番肝要な事であります。

尙一ツ注意すべきことは、其當時麻疹とか、インフルエンザなどの流行して居るかなどの事も能く察して、若し右の樣な病氣が有る時てあつたら、延ばし

た方が宜からうと思ふ。

一年の中で夏季は汗の出る時であつて殊に小兒は種々の病氣に罹り易い時であるから、盛夏の時は見合せた方が宜しい。

小兒が健康な場合でも、歯の生へる時分は注意するが宜しい。何故と云ふに歯の生へる時分は、小兒は種々の疾病を惹き起し易い時であるから、此時は成るべく避けるがよろしい。併し右は總べて天然痘が流行しない時であつて、若し天然痘が流行し始めたと云ふ場合に於ては、總べての條件は取り消さなければならぬ。何故と云ふのに此時の問題は、若しも猶豫をして居つて天然痘に罹つたら、どうするかと云ふ重大なる問題が起つて來るから、其場合には大概なら種た方が宜しからうと思ひます。

初生兒には何時種ても善いと云ふ事に成つて居りますが、或る論者は生れて直ぐ種える方が宜しいのみならず、種える方が寧ろ相當であると云つて居ります。其說に從ふと生れた以上は何頃何時天然痘が流行るかも知れないから直ぐ種えた方が相當である、之れは却つて小供には危險が無いと云ふ事になります。

私も或る年の天然痘が流行り始めた時分に、生れて二週間或ひは十日位の小供に種へて見たけれども何の危險もなかつた。少數ながら私の實驗に依ると極く小さな小供でも種痘から起る熱などは強く無いやうに思ふ。寧ろ私の種た場合には熱が低かつた。けれども之れは素より少數の實驗であるから確たる事は云はれないのであります。



研究欄（會員の寄送を望む）

西洋料理法

フレンド料理會々員　N.M.女史寄送

●燒魚

先づ魚を洗ひて魚躰に附着する水分を十分に拭き取り鹽と胡椒をふりかけ善く脂を塗りたる燒鍋に載せ度々魚を上下に返して皮の鳶色になるまで炙ぶり其前に鉢を熱し置き此の中に魚を移すか又は鉢或は皿を燒鍋の上に被らせて鍋と共に覆へすも可なり但燒きながら少量の醤油を加ふれば風味をよくす

●魚のフライ

魚を洗ひて善く水分を拭ひ取り少量の鹽をふりかけメリケン粉か麵麭屑の中に入れてよく粉をつけ夫より雞卵にしたして又麵麭屑をつけ脂肪を十分に入れたる鍋にてあぐべし。

又鱈や香魚等はフライと同樣に調へて脂肪をかし鍋に入れてフライ鍋にて煮るのもある。

●魚の水煮(ボイルド)

大きな魚を厚く切り善く洗ひ薄き白布に包み汚物の肉に附着するのを防ぎ肉が柔かになりて直ぐ骨を離れる樣になるまで十分乃至三十分間煮蒸すべし皮を剝ぎて食せざるものなれば善く黒色の表皮をこすりて色を去り置くべし。

ゆでたる魚に用ゆるハースは左の分量にて作れるを宜しとす。

一バタ大匙二杯　一メリケン粉大匙一杯半　一牛乳一合　一食鹽茶匙四分一杯　一胡椒少量

右のバタをハース鍋に入れ十分溶解するまで攪拌しそれに粉と鹽胡椒等を入れ善く攪交ぜ次に徐々に牛乳を增加して又善く交ぜ適度の濃度となれる時火より下す。

ハースは食卓に運ぶとき魚にかけ其鉢にはパースレイ、セレリー(せりみつばの類)等の葉と盛り合すべし。

因記す先月の本欄ジヤカ芋六種の料理法は矢張フレンド料理會員Y.I.女史の寄送に係るものなり

素人實用料理

東京　蒲原和歌子寄送

●春の見立物田樂の法

●木の芽、木の芽は山椒の若芽にして田樂の香味となし尤も宜しく種々の田樂の香味に用ゆるものなり

●豆腐の木の芽田樂、先づ味噌をよく摺りこれへ砂糖と木の芽を加入し酒少し注ぎ又能く摺り合せ而して豆腐を長さ二寸巾一寸厚さ四五分位に切りこれを布の上に並べ上に布を掛け右の如く二三段に重ね水氣を取り竹の平たき串に刺し一回素燒となすべし而して後ち右の和合したる味噌を付け燒きこすべし燒けたる分は箱の如きものに入れなるべく冷ぬ樣にして出すべし

●山吹豆腐へ山椒味噌を掛けるも佳なり山吹豆腐とは豆腐を頁き程に切り串へ刺し雞卵の黄身ばかりを塗り付けて燒なり山椒味噌は味噌へ木の芽を入れ能く摺り合せ味淋なり砂糖なりを加へ柔くとき右の燒きたる豆腐を碗に入れ其上より掛けるなり

中外叢談

戰時衛生と當局者

去る二十七八年の日清戰役の際本邦より大連灣或は山東省に輸送したる運送船內に傳染病發生したる爲め太く戰鬪力に損害を被りたるは今尚世人の記憶する所なり之れに鑑みて當局者は今回特に御用船の消毒に注意し又主なる汽船會社其の他に對しては夫々監督官廳より輸達ありたる筈なり此際外國より購入し又は借入れたる船舶及び海外有病地を航海する船舶に對しては水槽等要部の消毒船鼠の驅除を嚴行するは最も肝要の事なり目下嚴寒の季節なるを以て傳染病の發生に就て顧慮するもの尠きも昨年十月函館に來りたる諾威汽船に數名の虎列剌患者を發見し又同年十一月海外より來航の船舶に依りて長崎市に百數十名の患者を發生したる等の實例に徴するに海

外有病地を航海する船舶には病毒伏在の虞あり又昨年北淸地方にはペスト病の大流行ありて今尚該病毒潜伏の虞あれば這般の注意最も肝要なりと信ず又目下本邦內地に於ては腸窒扶斯の繼續流行あり赤痢病亦至る處に伏在の虞あるを以て軍隊の滯在地同通過沿道の市町村に於ては軍隊衞生の爲め特に防疫上の施設を厳行し以て戰鬪力に影響を來さゞるよに努さる可らず云々

▲戰時に於ける傳染病患者　此稿を認むるに際し第四回旅順海戰の大勝利は報せられ旅順は早や陷落と噂さる〻皆に帝國の光榮や宇內に赫々たらん之に就きても今後傳染病患者の發生は寒心に堪へざるなり今廿七八年戰役に於ける戰鬪員及非戰鬪員の傳染病の爲め死亡したるものは左の統計の如し

	患者數	百人に付	死亡數	百人に付
二十七八年役	四二、二五八	二九八二	九三二四	六八四
三十三年北變	一、五二六	十四八六	四七九	四八六

之を病別すれば左の如し

廿七八年	虎列剌	五千七百九人
死亡最多數	赤痢	千九百六十四人
三十三年	赤痢	三百五十二人
北變仝上	腸窒扶斯	百二十七人

▲肺結核豫防取締　去月四日內務省令第一號により肺結核豫防に關する件を發布し四月一日より施行せらる〻ことゝなれり

肺結核豫防に關する件

第一條　學校、病院、製造所、船舶發著待合所、劇場、寄席、旅店其他地方長官の指示する場所には適當個數の唾壺を配置すべし警察官署は前項配置の唾壺不適當なるか若は其の個數充分ならずと認むるときは期間を定めて唾壺の變更を命じ若は個數を指定して之を配置せしむることを得

前項の唾壺には唾痰の乾燥飛散を防ぐ爲少量の消毒藥液又は水を入れ置き唾壺內の唾痰は第六條の方法に依り消毒するにあらざれば投棄すべからず

第二條　前條の場所に於ては何人と雖も唾壺以外に唾痰を略出することを得ず

第三條　地方長官の指定したる鑛泉場、海水浴場、轉地療養所に於ける旅店は左に揭ぐる事項を遵守すべし

一　營業用に供する寢具は白布を被包すること

二　前號の白布及貸浴衣は使用者の更むる毎に洗濯すること

三　肺結核患者若は其の疑ある患者なることを知りたるときは其の患者の居室は消毒するにあらざれば他人を宿泊せしめざること

四　前號に揭ぐる患者の使用したる物品は消毒するにあらざれば他人に使用せしめざること

第四條　病院は左に揭ぐる事項を遵守すべし

一　肺結核患者と他の患者とを同室に收容せざること

二　肺結核患者を入れたる病室には消毒するにあらざれば他の患者を收容せざること

三　結核病毒に汚染し若は汚染の疑ある物品は使用者を更むる每に消毒すること

第五條　監獄、官公立の學校、病院、養育院、育兒院、製造所、官設及私設の鐵道停車場、同客車に於ては其の首長は本令の規定に準し相當の措置を爲すべし

第六條　消毒方法は明治三十年五月內務省令第十三號に依るべし
但し唾痰を消毒するには石炭酸水（二十倍）結晶石炭酸五分、鹽酸一分、水九十四分を使用すべし

第七條　第一條第一項に違背して唾壺を配置せざる者、警察官署の指定したる期間に其の命令を履行せざる者、同條第三項及第三條に違背したる者は十圓以下の罰金に處す

第八條　第二條に違背したる者は一圓九十五錢以下の科料に處す

第九條　第四條に違背したる者は二十五圓以下の罰金に處す

附　則

第十條　第七條第九條の罰金は使用人其の他の從業者の所爲と雖も之を其の首長又は營業者に科す
法人の代表者又は其の雇人其の他の從業者法人の業務に關し本令に違背したる場合に於ては本令に規定したる罰則は之を法人に適用す
法人を處罰すべき場合においては法人の代表者を以て被告人とす

第十一條　本令の規定は廳府縣令を以て肺結核豫防に關する規定を設くることを妨げず

第十二條　東京府に在りては地方長官の職務は警視總監之を行ふ

第十三條　本令は明治三十七年四月一日より施行す

▲英國公使同夫人の篤志　マグドナルド氏及同夫人主唱となり過日音樂會を開き其收入を篤志看護婦人會に寄附し尚マグドナルド氏は金三百圓を赤十字に寄附したる重ね〴〵の厚意に對し會長鍋島侯爵夫人は左の歌を詠じ謝意を表せりといふ

もろともに人の心を和らけて
わかみいくさにつくす嬉しさ

▲全村の婦人髮を斷つ　滋賀縣愛知郡西押立村にては獨立布敎員と稱する一僧侶の演說に感じ全村の婦人一同十四歲より十八歲今を盛りの二十四五の者最も多く都合四十五名は綠の髮を根元より切捨てし上國家の多め軍人の爲めに切捨つるものなりと記して全村なる新善光寺に納め戰勝の祈念を爲し居るといふ哀れにも健氣と云ふべし

▲髪結廢止の義捐　府下本所北二葉町にては町内の婦人申合せ髪結を廢し其費用を醵金して其第一回の集金十八圓を兵員慰勞義會へ義捐したりといふ

▲産婆組合の施療　赤坂區内及神田區内の産婆組合にては出征軍人家族の貧困者に對し無料にて姙婦産婦の診察看護等に應し懇切に分娩の無料取扱を爲す事に決議し過日より實行し居るといふ

▲篤志看護婦人會の頭巾寄附　赤十字社の仝會に於ては海軍病院の患者に送る爲め白フラネル頭巾百五十個を製し之を發送したりと頭巾には赤十字章を付し室内又は寢臺の上にても用ゐらるゝものなりといふ

▲愛國婦人會への恩賜　同會に於て戰死者遺族及廢兵救護の趣被聞召宮内省より七千圓　皇后陛下より五千圓　皇太子并同妃殿下より二千五百圓を御下賜相成りたるに付仝會は來廿七日總裁閑院宮妃殿下の御邸に於て總會を開く筈なるが當日は各地の支會員も出席の都合なりといふ

▲貴婦人と繃帶卷　篤志看護婦人會にては各宮妃殿下及貴婦人にて目下陸海軍に獻納すべき繃帶製造中なりとの事なるが先づ差當り一万三千卷を製造せらるゝといふ之に賛成する各宮妃殿下及縉紳諸家の夫人令孃の名を仝會に置く人々續々之に從ふへしとの申込あるにより申込の總員を三組に分ち製造中なるが其總員は百四十餘名にして平均毎日三十乃至四十名出勤して少くも七百卷を製出すと云へり

因に記す戰時に要する繃帶は是非とも二十尺以上のものにあらされは用に立たゝず半反ものは採用せずといふ

▲繃帶製造者の注意　赤十字社仝會控室に繃帶製造者の注意を掲出せり左の如し

一　前以て頭髪を洗ふ事
一　前以て爪をはさみ置く事
一　製造にかゝる前看護服を着する事
一　手指を洗滌する事
一　製造中に談話を禁する事

一食事は必らず食堂に限る事但し成るべく質素を守るべし

一看護婦及小使を濫りに使用すべからず

一繃帶製造者は最も念を入れ跡より卷直し等無き様注意すべきこと

▲春季產婆試驗期　春期產婆試驗の願書は本月卅一日限り提出すべく其學術試驗は四月五日より開始する筈なりといふ。

▲看護婦試驗の出願期　來る五月十日より施行すべき春季看護婦採用試驗の志願書は四月三十日限り提出すべしとなり

▲消毒所の設備　二十七八年役には廣島縣下似島に消毒所を設立し戰地より歸還軍人軍屬其他軍役夫等の消毒を行ひたるため戰後の通患たる惡疫の流行を免かれたるが今回の戰役に付ても固より其必要あり今は開戰早々の事とて設置の急要を感ぜざれ共其筋にては既に其地點並に諸般設備の計畫万般整ひ居れりといふ

▲昨年十二月中の精神病患者　昨年十二月中府下各警察署にて取扱ひたる精神病患者數は總計六十六人にして其發狂原因に就て警視廳が調査せる所左の如し

原因	男	女	原因	男	女
勉學過度	二	｜	遺傳	二	一
商業失敗	二	｜	家計困難	一	｜
實弟の病氣を悲み	｜	一	色情の結果	一	｜
財產上の苦心	｜	一	試驗落第	一	一
腦病	二	｜	事業上の憂慮	一	｜
實兒の商業失敗を苦にして	一	｜	夫の放蕩を憂ひて	｜	一
家計困難	一	二	愛兒の死を悲て	｜	一
自家の零落を悲みて	一	｜	友人と不和の結果	｜	一
父の死を悲て	一	｜	不明	三二	九

▲長與衛生文庫開庫　故長與專齋翁の本邦に於ける醫事衛生上の功績を永遠に表彰せんが爲め有志者の寄附金を以て設立したる同文庫は內外圖書蒐集中なりしが設備全く整ひ三月一日より開庫し閱覽に供する由因に記す同文庫は京橋區宗十郎町大日本私立衛生會內にあり

▲佐世保海軍病院　全院に收容せられたるは松村參

課以下廿六名なりしが二名死亡の爲め廿四名となり何れも苦悶の狀も顯はさず最も靜肅に尤も沈着の態度なるは壯烈とも義勇とも察せらる看護には佐世保鎭守府高等官夫人より成れる篤志看護婦會員も加はり鮫島司令長官夫人其會長となり戶塚軍醫總督夫人副會長となり西海軍大佐夫人田邊機關大監夫人及其他七八名の高等官夫人幹事として組織され去る北淸事變以來看護婦たるの醫務に志す所なり爾來繃帶の施術を硏究し來りしものにて今回は總員六十五名の內より日々五名交代派遣し又一方女學生の分は即ち仝地高等女學校生徒にして年長者六十七名より成り近來繃帶施術を練習し且又日々五名つゝ交代を以て同院に出務し親しく看護に從事しつゝありと流石に軍國多事の折柄要衝地點の女性として義勇心に富めるは感すべきことなるが何れの婦人も皆此覺悟を期せさるべからざるなり

▲小學校其他の授業料減免　尾崎東京市長は去十日各區役所に對し戰地に於ける勤務に起因して死去したる遺族に對し市町村立小學校に於て授業料を減免の事は明治二十九年勅令の定むる所なるが之を擴充して出征又は應召の軍人の子女に對し小學校は勿論其他の學校に於ても事情の許す限りは其授業料を減免し又は學用品を授與する等の法を設け以て軍人をして後顧の憂ひなからしむべしと

▲帝國軍人援護會　仝會は去十日勅裁を經て有栖川威仁親王殿下を仝會の總裁とし副總裁は松方正義、井上馨、理事長山本達雄、理事は毛利男、村田保、加藤正義、朝吹英二、評議員は公侯伯子男及朝野の紳士三十餘名にして既に四拾二万圓餘は發企人にて既に寄附せりといふ設立者は松方正義、井上馨、德川家達、田中光顯、岩崎久彌、三井八郎右エ門の諸氏なりといふ

▲仝會の目的　一、出征軍人中戰死若くは病死者の遺族にして生計困難なるもの　二、出征軍人にして癈疾となりたる者及其家族にして生計困難なる者等なりといふ

▲盲啞の比較統計　京都盲啞院の現在生徒に關する調査を聞くに盲生六十七名、啞生百六十二名にて啞生は盲生に比して殆んど二倍半の多數なりこれは啞生の盲生に比して人口の多きにはあらずして盲生は必ずしも學校の教育に依らざるも業務の得られざることなきより啞生に比して就學者の少なき所以なり▲次に盲生失官の原因は先天性盲六名に對する後天性盲は六十一名の多數にて之れを男女の上より見れば先天性盲の六名は男女各三人にて過不足なきも後天性盲六十一名中には男生三十九人に對する女生二十二人にて男生の方十七人多し▲又其の後天性盲の原因に就ては男女共に最も多きは角膜炎性疾患にて之に次ぐは腺病に繼發する角膜炎性疾患なり▲次に後天性盲失官當時の父兄の職業に就て云へは最も多きは農にて十九名、之に次ぐは呉服商の五人なり▲又た聾啞生の失官原因を聞くに百六十二名中先天性聾啞九十七名にて後天性聾啞は六十五名也、即ち啞生は先天性の者より後天性の者の方少なきも盲生は之に反して先天性の者より後天性に成れるもの多きは記臆すべきことなりとす▲啞生の男女の數に就ては先天性聾啞の男五十九名、女三十八名、後天性聾啞の男四十四名、女二十一名にて先天後天共に男の方女に比して多きは盲啞を通じて概言するを得べし▲現に聾啞九十七名中遺傳十二名從兄弟夫婦の子二十五名、再從兄弟夫婦の子五名、叔姪夫婦の子二名なり、後天性六十五名中にては從兄弟夫婦の子三人、再從兄弟產一名あり▲次に聾啞生失官當時の父兄の職業は先天後天合して農二十六名、呉服十三名にて其の割合は盲生と異らず▲同院に於て別に盲生の保護者に就て調査したる失官原因と覺しきものを擧ぐれば、血族結婚の產九名、血族中眼疾に罹りしもの十名、早婚者の產八名、父の酒を好むもの二十五名なりと云ふ▲以上記する所を見れば盲啞共に失官の不幸にして人爲的にて避け得ざるものは如何ともすべからざるも十中七八までは全く救ひ得るの道あるを知らば子孫の爲め國家の爲め十二分の注意を

拂ふべきなり

▲昨年中の傳染患者　其筋の調査に據れば昨年中東京府下に於て發生せる八種傳染病患者は疑似症を合算して總數三千二百七十四人死亡九百〇七人(死亡比例二七、七)にして之を前年に比すれば患者に於て四百十八人を減少せるも死亡は反て三十六人を增加せり今之を男女兩性に分ては患者總數男一千七百五十八人女一千五百十六人、死亡男四百五十二人女四百五十五人にして其內最も多數を占めしは腸窒扶斯、次は赤痢、實扶的里亞之に亞ぎ最も少數なりしは痘瘡なりし(發疹窒扶斯の發生なし)又總患者を一昨年末現住人員二百三十八萬七千八百九十三人(市部一、六九三、一三五郡部六六六五、一六九島部二九、五八九)に比例するときは人口一萬人に付き十三人七分(市部一二、五郡部一七、一四島部一、四)に當り尙ほ之を細別すれば南多摩郡(三九、五)最も多く次は麹町區(二四、一七)にして次は荏原郡(二〇、六)麻布區(一九、一)牛込區(一九、一)豐多摩郡(一六、八)芝區(一六、五)小石川區(一六、〇)本鄕區(一六、〇)遞次之に亞ぎ他の郡區島は皆十五人以下にして最も少なきは島嶼を除き京橋區(七、二)なりしといふ

▲病院の視察　府下の私立病院中には設備の不完全なるもの多く傳染病患者を收容する避病院の如きも豫防消毒法の取締不十分なる樣子なれば警視廳第三部にては目下日々吏員を派して各病院を視察し居れり

▲臺灣のペスト患者累計　本年二月廿九日より三月六日に至る一週間のペスト患者死者數は臺北廳患者一名死亡一名基隆廳患者一名嘉義廳患者四十一名死亡十名臺南廳患者卅四名死亡十九名合計九十六名內死亡四十九名にして本年一月以來累計患者二百廿五名死亡百四十五名なりと

▲マギー女史の厚意　米國看護婦會長マギー女史は熟練なる看護婦を引連れ我國へ渡來し赤十字事業に助力せんとのことは我政府の許可を得たれば不日來朝の筈に付其接待係として赤十字社長より醫學博士高木兼寛氏及米國文學博士本口昌武氏に囑托せりといふ仝女史の勇氣ある厚意に對しても日本婦人は一層の奮發せざれば外人に對して恥かしき事なり

▲腸窒扶斯流行の兆　第一高等學校寄宿舍に發生して以來同校の淸潔法を行ひ豫防に盡力せるが尙森川町追分附近に流行の模樣なり又神田末廣町邊にも該病に罹かるもの多く本所瓦斯紡績會社よりも二名の患者を出せしかば仝會社の事とて直ちに其筋より衞生委員出張して消毒を施したりとの事なるが本鄉及神田の兩區は近々大淸潔法を施行すべしといふ

▲天然痘の發生　今回浦鹽斯德より引き揚げ來りし芝三田功運町の中村某（二十）は天然痘に罹り避病院に送られたるが又去八日麴町有樂町三丁目大谷某の長女及次女ともに假痘に罹りたりと又同樣浦鹽より引揚げ來りたる大工職後藤軍平（三十一）外十一名は着京後京橋なる越後屋方に宿泊し翌日鄕里新潟に着したるが十一人共天然痘に罹りしとの新潟縣より京橋署へ照會ありしかば越後屋に大消毒を行ひたりといふ各區とも近々大に種痘を嚴重に施行すべしといふ

▲長崎に於ける天然痘　浦鹽より引揚たる避難民の齎したる長崎縣の天然痘は其後頗る猖獗にして初發以來二十八名の患者を出し尙蔓延の兆あるより內務省より北里研究所長を同所へ派遣せりといふ



大日本婦人衞生會記事

三月總會

三月五日第一土曜日午後一時半より神田區一ッ橋通共立女子職業學校內に開く本月は總會に相當するも役員改選の年期にもあらず又時節多端の折柄なれば總ての景況は例會に異なることなく（但會計報告は

次號に掲出の事）定時に至り三宅醫學博士の家庭看護法中病者を他へ移すこと及施術上身體を動かす場合の注意に付懇篤なる講演あり次に醫學博士森林太郎君（小說家としての鷗外）出席せられしも博士は身を軍籍に置かるゝが爲め全日動員發布の命に接し講話を爲すことを得ざる旨態々役員へ斷はれ直ちに退出せられしは遺憾なりき當日出席役員には濱尾副會長、三浦羽田山本鳩山中濱松井岡田高木田村（出席順）の諸氏參會し會員及全校職員生徒多數傍聽せり

●出征軍人家族慰問婦人會設立旨趣

今や日露の交渉端なくも破裂し、千古未聞の大事變となれり。此の時に當りてや、男女老幼貴賤を問はず、國民一致奉公の志を堅くし、縱令自ら銃は取らずとも、銃とる人に劣るまじき心の勇を奮はざるべからず。さても、露國の亡狀は宇內列強の認むる所我れ正を以て、彼れ不正を討つ、必ず連戰連勝の大功を奏せんこと、疑ひ無かるべし。

然れども、彼の滿州の曠原に、氷の劍を踏み、霰の彈丸を砕き、重き任務を負ひて、死生の間に出入する、陸軍の將卒、寒風肌を斬り、怒濤舷を嚙む、旅順浦鹽の海上に、國家の大命を擔ひて戰ふ海軍の將校水兵等が、辛苦艱難は言ふも更なり、其の慘憺凄愴たる修羅の巷を、夢に現に思ひやりつゝ、心を勞し、胸を痛むるぞが家族等の上を想へば、いかでか餘所に思はるべき、況や、一家の生活を、一身に支へし人の出征せる爲に、忽ちたづきを失へる家族等をや。あはれ痛ましき極みならずや。

茲に、我等同感の者相謀りて、本會を起し、とりあへず、東京市內に於ける、出征軍人の家族を慰問し、其の貧困なる人々を扶助し、戰地に在る軍人をして、其の家族が、安らかに暮せる旨の音信に接せしめ、以て後顧の慮ひを絕ちて、士氣を鼓舞せん事、最も今日の急務にして、而も最も婦人にふさはしき企てにぞあるべき。幸に同感の姉妹等、速かに入會あり

て、相與に扶助慰問の勞をとり、以て婦人が時局に對する務を完うし給へかし。あなかしこ。

◉出征軍人家族慰問婦人會規約

第一條　本會を出征軍人家族慰問婦人會と稱し事務所を麴町區永田町一丁目大日本婦人教育會内に置く

第二條　本會は婦人の力を集め今回の事變に關し出征及び應召軍人の家族を慰問し且つ其生計困難なる者を扶助するを以て目的とす。但し軍人は東京市内に居住するものに限る

第三條　本會の目的を達せんため事變の終局に至るまで廣く有志者又は團體より毎月寄附金を募集し以て之か費途に充つ

第四條　前條の寄附金は一口分月額金五拾錢宛とし之に應したるものを會員と稱す

但し一時金は金貳拾圓以上とし貳拾圓以下の寄附者を贊助員とす

第五條　本會の事業即ち救護方法及び諸般の重要事項を議定するため理事若干名を置く

第六條　理事は會員の中より擧げられたる者更に互選して理事長一名を定む

第七條　理事長は本會を指揮監督し兼て理事會を整理す

理事長事故あるときは理事の中壹名をして代理せしむ

第八條　理事長は理事中に就き專務理事十名以内を選び會計庶務を囑託す

第九條　本會に顧問員若干名を置く

第十條　理事長は會員中に就き市内各區に委員を置き慰問及び調査等の事務を囑託す

第十一條　各區委員は各受持區内に於ける軍人家族を慰問し實際救護の必要ありと認むるときは其戸籍及び生計の程度等を調査し之を專務理事に通牒すべし

但し救護法に付ては意見を提出することを得

第十二條　理事會は毎月一回以上之を開會す

理事會の議定は出席員の過半數に依る可否同數なるときは會長之を決す

但し緊急を要する場合には專務理事理事長の許可を經て之を決行することを得

第十三條　本會役員は總て無報酬とす

但し場合に依り實費を給することあるへし

第十四條　本會慰問扶助の情況幷に會計の報告は大日本婦人教育會雜誌、婦人衞生雜誌、日本婦人、女學講義、をなん、愛國婦人、婦女新聞等の紙上に掲載すへし

第十五條　本會の存立は事變の終局を以て之を解散す

第十六條　本會解散の時期に到り殘金あるときは理事會の議定を以て類似の事業に向て悉皆之を寄附すべし

全會の役員左の如し

理事長　公爵母堂　毛利安子

理事

（いろは順）

侯爵世嗣夫人　蜂須賀筆子

男爵夫人　花房田鶴子

ミスパーカー

子爵夫人　松平久子
高木錄子
山脇房子
岸涖子
下田歌子

鳩山春子
穂積歌子
穂積松子
侯爵夫人　大山捨松
ミッセス、チードレー
若宮米子
子爵夫人　谷くま子
子爵夫人　田中伊與子
白耳義公使夫人　バロオスダヌタン
高木富子
相馬陸子
侯爵夫人　鍋島榮子
ミッセス、ウード
公爵世嗣夫人　九條惠子
侯爵夫人　黒田清子
日下清子
山本多穂子
伯爵夫人　松平充子
伯爵世嗣夫人　松方保子
子爵夫人　松平八百子
子爵夫人　松井正子
子爵世嗣夫人　松平保子
英國公使夫人　レデー、マクドナルド
男爵夫人　松平須摩子
子嫡夫人　曾山夫人
阿部優子
伯爵夫人　佐々木貞子
伯爵夫人　酒井夏子
坂谷琴子
男爵夫人　三宮八重子
男爵夫人　三井苞子
三井五十子
三井捨子
男爵夫人　澁澤兼子
男爵夫人　毛利正子
男爵夫人　千家俊子

専務理事
濱尾作子
岡山敬子
門野鎰子

●慰問婦人會集會　仝會は去月二十五日華族會館に於て集會を催せしに毛利公爵母堂、鍋島侯爵夫人を始め來會するもの百餘名に及び下田歌子女史の同會旨趣に關する演說毛利男爵の會則說明等ありて英國公使夫人を始め外國貴婦人も數十名來會せり當日の來會者は何れも直ちに入會して互に會員勸誘の事を熱心申込まれたるもの多かりき



高崎支會報告

二月例會

二月七日（第一日曜日）高崎支會第十九例會を同市宮元町高等小學校內に開く此日快晴にして來會者も多數なりき時鐘一時を報するや直ちに開會し第一席產科婦人科專門醫吉田廂橋氏登檀第十七例會の續きなる月經時の衛生法に就て懇切に說示さる第二席陸

軍一等軍醫稻垣眞氏は初會に於て星野特別贊成員の講演せられたる戰時の野戰衛生隊組織と圖解にて懇々說明せられ亞て繃帶法中の三角巾の仕用等實地に就き懇篤說明せらる時鐘四時を報するを以て爰に閉會を告ぐ此日出席の役員講師は左の如し

横井昇子　相川すが子　高草木かれ子
三橋ひろ子　清水かれ子　栗野まろ子
稻垣すゞ子　齋藤れう子　林まち子
講師　吉田廣橋君　稻垣眞君　水谷梅次郎君
土谷全次君

山形支會報告

二月例會

二月十三日第二土曜日午後二時より例會を女子師範學校内に開く會員及學生の來會者百六十名左の講演ありたり

精神病の話　醫學士　北島小太郎君
X光線と電燈の實施　菊地胞次君

右終りて學校理科教室備付の人體模型に付き吉村、北島兩講師の懇篤なる說明ありて午後四時三十分散會せり

尙同支會々員諸氏には今回左の金額を獻納及寄附せり

一金五十圓（軍資金に獻納）　會長　田中きみ子　外八十一名

一金七十四圓十錢（山形軍人家族救護後援會へ寄附）　會長　田中きみ子　外六十九名

＊　＊　＊　＊　＊

茨城支會報告

二月例會

二月廿八日午後一時より好文亭に於て例會を開く開會順序左の如し

一　開會午後一時より　二　唱歌赤十字
三　繃帶實地使用法　四　閉會午後三時半

開會の辭は豐田副會長時局に對し今や國家未曾有の戰端開けたるに際し國民殊に婦人の覺悟は大小とな

く皆其心得を以て爲さゞるべからざる旨を述べ大に會員に警告を與へ繃帶は實地用法を波多野病院長につきて實習し又其製法等も試みたり
尙當日開會前會長副會長評議員幹事一同相會し左の決議を爲したり

一、開會毎に茶菓を供するを全廢し白湯にかへしむること

二、小供女一名使用し來りしも之を廢し出席會員交代して其勞をとる事

三、其剩除金を積立て以て軍資の一端に供する事

右決議は會員一同へ廣告し終りに臨時二婦人會合併して海陸軍醫部へ繃帶を寄附することと定めたりといふ

●本會入會者

○羽前猪股春子紹介
●羽前國米澤市屋代町三千七十四　通常會員　加藤　はる子
●仝　立町　通常會員　有壁　花子
●仝　大町　通常會員　田中　美登子
●仝　南谷地小路町戸狩方　通常會員　三島てつゑ子
●仝　免許町　通常會員　宮崎　貞子

○事務所へ申込
●三重縣紀伊國北牟婁郡赤羽村島原三戸相谷山林事務所　通常會員　諸戸　常子
●日向國西臼杵郡三田井町　通常會員　神殿　とな子

○長野小木曾浩君紹介
●長野縣下伊那郡富草村天龍堂醫院內通常會員　佐野　瑞惠子

○事務所へ申込
●淺草區三好町一番地　通常會員　藤倉　さよ子

○芝稲島鶴子紹介
●芝區三田小山町一番地　通常會員　松山　絹子

○臺灣大坪廷子紹介
●臺南五帝廟街三十九番戸　通常會員　野田　音馬子

○長野桑名まき子紹介
●長野市立病院內　通常會員　有賀なをゑ子

○神戸婦人協會紹介
●神戸市中山手通五ノ二十一　通常會員　塩原　てい子

●山形支會入會者

○畔柳きぬ子紹介
通常會員　田坂　粂江子

○國井よしを子紹介
特別會員　村井　こと子

●茨城支會入會者

○千葉きん子紹介

●水戸市上市馬口勞町片町　通常會員　武熊よね子

○辻川達子紹介

●水戸村天王町十八　特別會員　龍田すゞ子

○西久保きよ子紹介

●水戸市楓町　特別會員　湯池りう子

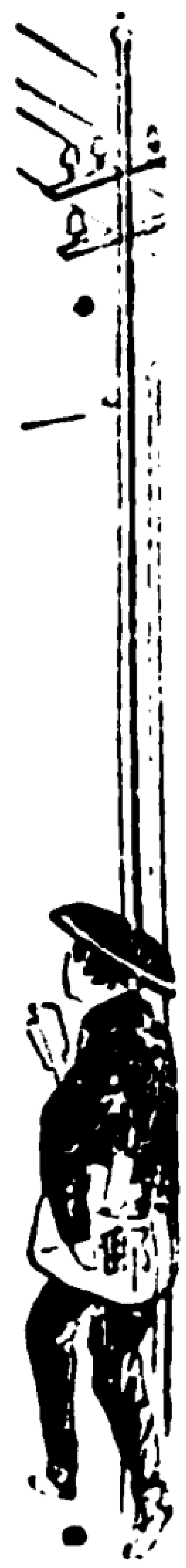
○湯原たき子紹介

●水戸市五軒町　特別會員　關のぶ子

○會長寺原まつ子紹介

●水戸市上市南町　特別會員　關谷くり子

●水戸市上市南三の丸　特別會員　龍岡くに子



●轉居

▲會員諸姉御轉居の際は可成新舊兩所御記入本會事務所宛御一報相願候

●仙臺市新坂通四十八番地へ　岩田きく子

●北海道札幌北十條西四丁目番地へ　清水梅子

●青森縣三戸郡八戸町大字長横町七番戸へ　武田りや子

●芝區鐵道作業局汽車部内　吉野伸子

●清國天津横濱正金銀行支店内へ　中村久米子

●深川區東平井町四六八へ　久德喜代子

●甲府市緑町四十へ　内藤喜千瀬子

●本郷區弓町二丁目廿五番地へ　田村き代子

●麹町區飯田町へ　和田すゞ子

●牛込區新小川町三の十九へ　岩崎こく子

●牛込區拂方町二十五番地へ　喜多村歌子

●芝區榮町十七番地へ　伊藤俊子

●牛込區若松町百三十へ　戸川操子

●府下新宿北裏町百十五へ　木塲こゆり子

●本所區相生町三ノ十八へ　坂口くに子

●京橋區南八丁堀一ノ十五へ　大谷作子

●神田區駿河臺東紅梅町川岸十一　高橋清子

●本所區永倉町十番地へ　清水なを子

交換寄贈雜誌（二月分）

●統計集誌　京橋區山城町六番地　東京統計協會事務所

●をんな　麹町區下二番町三十七番地　大日本女學會

●教育實驗界　本郷區森川町　育成會

●通俗衛生　大坂市西區土佐堀通三ノ廿九　大坂府立衛生會事務所

●大日本婦人教育雜誌　赤坂區表町一丁目十三番地　大日本婦人教育會事務所

●藥學雜誌　牛込區新小川町二丁目八番地　日本藥學會事務所

●國家醫學會雜誌　本郷區富士町一番地　國家醫學會雜誌發行所

●婦人世界　大坂南區末吉橋通四ノ六十一　浪華婦人會

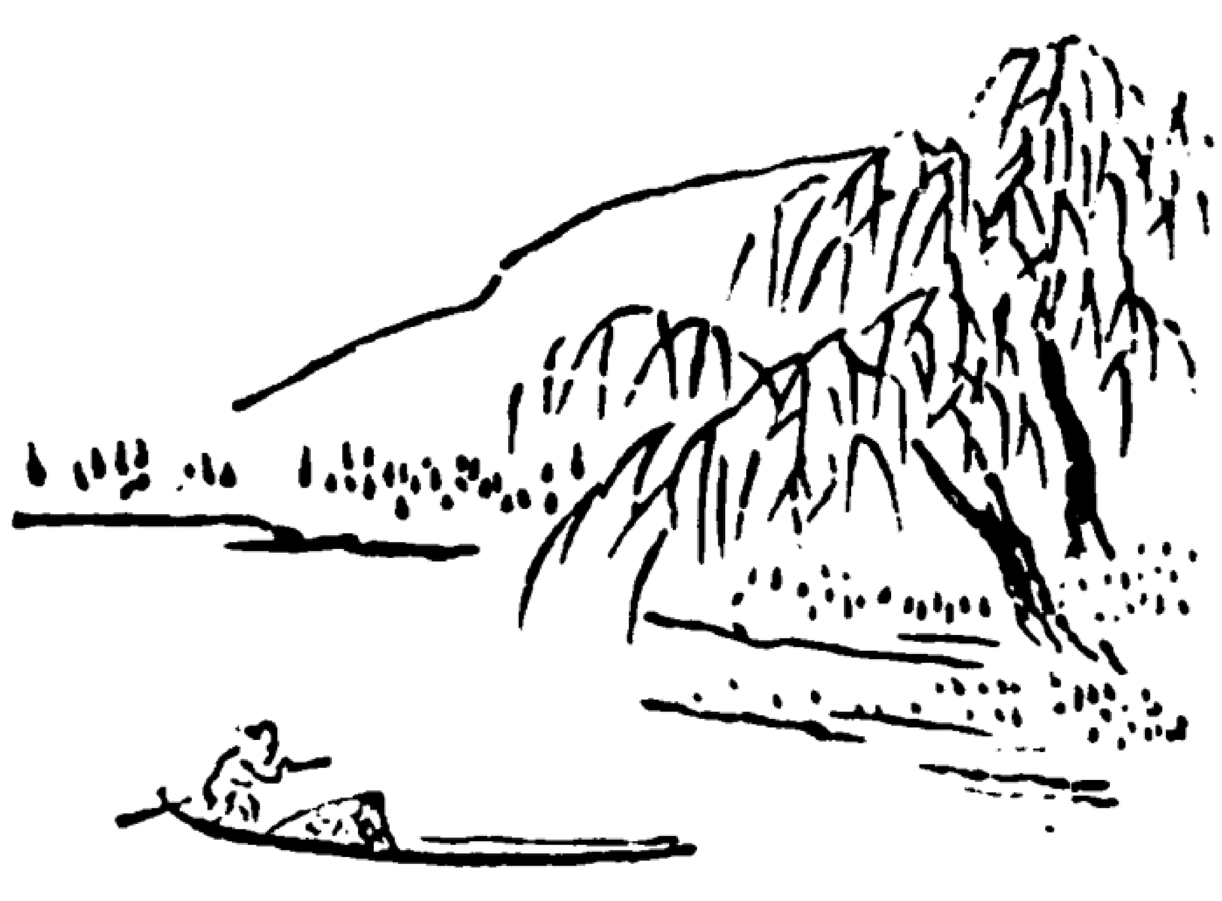
●躬行會雜誌　芝區三田綱町一番地　躬行會雜誌出版部

●學校衛生　本郷駒込西片町十六ノ九號　學校衛生研究會

●婦女新聞　牛込東五軒町四十一番地　婦女新聞社

●愛國婦人　麹町區下二番町三十七番地　愛國婦人發行所
●藥石新報　大坂市西區江戸堀下通三ノ卅六　藥石新報社
●工手の母　大坂市北區西野田新家西の町　工手の母新聞社
●草樂新聞　大坂市南區心齋橋筋二ノ百七　草樂新聞社
●防長醫事　山口縣吉敷郡山口町錢湯小路　防長醫事社
●家庭新聞　熊本市新坪井町廿三　家庭新聞社
●兒童教・育　神田區末廣町十　兒童新聞社
●工業雜誌　京橋區尾張町一ノ一　工業雜誌社
●衛生報知　神戸相生町一ノ廿七　私立神戸市衛生會
●東京藥事新報　京橋區桶町四番地　東京藥事新報社
●豐國新聞　京都府下京四條通油小路西入　豐國新聞京都局
●大日本私立衛生會雜誌　京橋區宗十郎町七番地　大日本私立衛生會
●婦人新報　赤坂區榎坂町　婦人新報社
●産婆學雜誌　日本橋區濱町三ノ七　日本産婆學協會
●廣島衛生醫事月報　廣島市猫屋町　廣島衛生醫事月報社
●越佐教育雜誌　新潟市寺裏通　越佐教育雜誌社
●婦人と子とも　本郷區女子高等師範學校内　フレーベル會
●山陽新報　岡山市榮町　山陽新報社
●神經學雜誌　小石川駕籠町東京醫科大學精神學教室内　日本神經學會事務所
●白梅　神田區錦町三ノ一　大日本看護婦人矯風會
●新潟縣衛生會雜誌　新潟縣廳内　新潟縣衛生會
●日本橋區衛生協會雜誌　日本橋區蛎殻町二ノ二　日本橋區衛生協會
●齒學研鑽　日本橋區藥研堀町廿九　高安齒科治療處
●割烹新聞　神田區佐久間町四ノ十六　家庭割烹實習會

●牟婁新報　和歌山縣西牟婁郡田邊町　牟婁新報社
●あはれみ　神田區南甲賀町八　動物虐待防止會



私立大日本婦人衛生會 山形支會規則

第一條 本支會は私立大日本婦人衛生會々員山形市在住者を以て組織す●第二條 本支會に會長副會長の外幹事四名商議員若干名を置く會長副會長は公撰し幹事商議員は會長之を撰任す役員の任期は一ヶ年とす●第三條 本支會は毎月一回(第一日曜日)講話會を開き毎年一回(五月)總會を開き講話の外役員の撰擧庶務會計の報告をなす●第四條 入會せんと欲するものは住所姓名並に第五條の通り會費を添へ會員に紹介を依賴すべし本支會を退會せんとする時は其旨幹事に申出づべし●第五條 本會々費は會計幹事に納むべし但し六ヶ月又は一ヶ年分新に入會のものは其月より六月又は十二月迄の分を一時に納むべし●第六條 服裝は特誠質素なるを要す上着及羽織は絹布を用ひるを禁ず

明治三十三年二月四日創立
事務所山形市旅籠町新築西通二百八十九、北島氏方

山形支會

私立大日本婦人衛生會 宇都宮支會規則

第壹條 本支會ハ私立大日本婦人衛生會宇都宮支會ト稱ス●第貳條 本支會ニ會長一名副會長一名評議員拾五名幹事四名ヲ置ク會長副會長ハ公撰シ評議員幹事ハ會長之ヲ撰任ス各役員ノ任期ハ一ヶ年トス●第參條 毎月壹回(第一日曜日)講話會ヲ開キ毎年五月講話ノ外役員ノ改撰庶務會計ノ報告ヲナス●第四條 入會ハ住所姓名ニ第五條ノ通リ會費ヲ添ヘ事務所ヘ申込ミ又ハ會員ニ紹介ヲ依賴スベシ本支會ヲ脱會又ハ本會ヲ退會セントスルトキハ其旨事務所ニ屆出ツベシ●第五條 本會々費ノ外別ニ支會々費ヲ要セズ會費ハ一時ニ六ヶ月又ハ十二月分、新タニ入會ノモノハ其月ヨリ六月又ハ十二月迄ノ分ヲ納ムベシ●第六條 本支會ハ別ニ支會々員ヲ置キ支會會費トシテ一ヶ月金五錢ヲ納ムルモノトス●第七條 講話會ニ出席ノ節ハ成ルベク家族又ハ知合ノ婦人ヲ誘引シ陪聽セシムベシ●第八條 服裝ハ精誠質素ナルヲ要ス上着及羽織ハ絹布ヲ用フルヲ禁ズ●第九條 特ニ支會規則ニ掲ケザルモノハ本會ノ規則ヲ準用ス

明治三十四年二月三日創立
事務所宇都宮市馬場町

宇都宮支會

私立大日本婦人衛生會

新潟支會規則

●第一條 本會は大日本婦人衛生會に屬し婦人衛生の研究を目的とし兼て一般慈善事業を爲すにあり●第二條 當支會の會費は左の六種とす終身會員一時限り出金貳拾五圓 特別會員毎月金參拾錢通常會員仝金貳拾錢 支會員甲毎月金拾錢乙仝金五錢●第三條入會せんとするものは役員に申出て其承認を得べし●第四條會費毎月拾五錢以上を納むるものには本會衛生雜誌を配布す●第五條會費は雜誌料として一部を本會へ納め殘金は銀行へ貯蓄して衛生慈善資金とす●第六條 支會には會長一名副會長一名評議員十五名幹事五名理事一名を置く會長副會長は總會に於て公撰し評議員幹事は會長之を撰任す各役員の任期は一ヶ年とし再撰するを得役員は總て無給とす●第七條 支會は毎月六日通常會を開き衛生及び慈善に關する演説をなすべし●第八條 毎年一月總會を開き支會の要務を舉行す●第九條 本會は毎年春期懇親會を催し時宜によりては慈善販賣店慈善演藝會等を開くことあるべし●第十條 天災事變に際し慈善救濟を要する場合に於ては特に會員中の有志者より物品の寄贈を募ることあるべし會員外の篤志者より臨時金品の寄附あるときは役員の協議を以て特待員又は贊成員となすべし●第十一條 一般慈善事業の贊助 天災事變の救濟の事務は役員會の決議により實施するものとす●第十二條 支會々員は服裝其他を質素にし集會の際は成可く綿服を着用すべし●第十三條 特に本規則に揭げざるものは私立大日本婦人衛生會の規則を準用す

事務所新潟市學校町二番町四十七
和田くに子方

明治廿九年四月創立

新潟支會

私立大日本婦人衛生會

高崎支會規則（明治三十五年四月創立）

●第一條 當支會は大日本婦人衛生會に屬し汎く婦人をして人生の健康を保持する方法を講究し衛生上の智識を開發せしめ以て社會全般の幸福を增進するを目的とす●第二條 當支會は大日本婦人衛生會高崎支會と稱し事務所を高崎市寄居町五十番地に置く●第三條 當支會は高崎地方在住の本會々員と支會限りの支會員とを以て組織す●第四條 本會又は支會の會員たらんとする者は住所姓名及び會員の種類を詳記し 三個月分以上の會費を添へ申込まるべし●第五條 當支會に學術其の他の裨益を與へらるゝ人士を推して講師又は篤志贊助員となす●第六條 當會員にして轉居死亡又は退會の時は速に其旨事務所に通報せらるべし●第七條 支會に左の役員を置く會長一名副會長一名幹事六名評議員十二名●第八條 役員は會員中より公撰し會長副會長は役員中より互撰す 又幹事評議員は役員中より會長之を指名す 但役員の任期を一箇年とし再撰するを得●第九條 本會の特別贊成員を定員外の評議員とす●第十條當支會は毎月一回講話會を開き 毎年一回總會を開く者とす總會に於ては講話の外役員の改撰會務の報告等をなす●第十一條 會員及贊成員の家族並に篤志贊成員は集會に參列するを得 但時宜により男子の參列は謝絕することあるべし●第十二條 本會々員は本會費の外別に支會費を要せず支會限りの會員は支會費として一箇月金五錢を出す者とす●第十三條 總て會費の徵收は集會の席上に於てするを例とす但三箇月分以上宛前納すべし●第十四條 支會の所有金は支會の名義を以て銀行に預け置くものとす●第十五條 會員又は會員外より金員物品の寄附ある時は之を受納す●第十六條 本會所有の金員物品を慈善事業等に使用せんとするときは衆議に謀るものとす●第十七條 會員は服裝其他を質素にし集會の節は時間等を確實に履行すべし●第十八條 特に此規則に揭げざる者は本會の規則を準用す

●事務所 高崎市寄合町五十番地

高崎支會

明治二十六年四月四日第三種郵便物認可

私立大日本婦人衞生會徽章規程

第一條　大日本婦人衞生會々員は其會員たることを表するため左の徽章を用ゆ

第二條　會員章は本會幷に支會の集會に出席する場合は勿論襟止兼用の便あるを以て成るべく平素佩用して廣く本會の普及を圖るを要す

第三條　本會徽章は左の實價を以て會員に頒つ





●本會徽章料左の如し

●通常會員章
第三號
メッキ製拾二錢、送費六錢
●第二號
正銀製四拾錢、送費六錢

●終身及特別會員章
第一號
七十錢（黑塗箱入送費九錢）
六十錢（桐箱入送費六錢）

●入會注意

●御入會の際は三ケ月以上の會費前納にて申込まるへし會員章は上段記載の實價にて御頒ち申候へども送費とも必らす御前納のこと●東京府下に限り毎月雜誌の配達を兼ね會費領收人を差出すべしと雖も郡部の方は地方會員の部として領收者差出不申候也但東京府下の會員にても會費前納せられ合せて郵送料をも御納付相成候へば雜誌發行次第直ちに郵送可致候●追て支會々員は支會へ會費御納付のことゝす●會費は郵便小爲替にて本會事務所々在の郵便局（東京牛込郵便局）宛振出あるべし又たゞ價格表記通運便、何にても差支なし●會費受領證を要する節は送費として郵券一錢五厘封入せられたし●轉居せられたるときは其の旨必らず本會事務所宛通知せらるべし

●會員御紹介下され候御方には其人數に應じ本會雜誌進呈の事

本誌一部定價貳拾錢

廣告料　一頁五圓半頁其二分一以下同之　●特別廣告一頁拾圓半頁其二分一以下同之

東京市牛込區矢來町三番地中九、四
發行所　私立大日本婦人衞生會

編輯兼發行人　東京牛込區矢來町三番地　田中德三郎

印刷人　東京牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地　渡邊智

東京市牛込區市ヶ谷加賀町一丁目十二番地　株式會社秀英舍第一工場印刷

明治三十七年三月二十五日印刷　發行（毎月一回十五日發行）